

総務教育常任委員会資料

(平成26年2月20日)

【件名】

1	鳥取県教育振興基本計画(案)のパブリックコメント実施結果について (教育総務課)	1
2	平成25年度鳥取県学力向上戦略本部会議の概要と平成26年度の取組について (教育総務課)	4
3	第3回教育協働会議の概要について(教育総務課)	9
4	手話ハンドブック(入門編)作成・配付について(特別支援教育課)	12
5	鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針(案)のパブリックコメントについて (いじめ・不登校総合対策センター)	13
6	全国海女文化保存・振興会議について(文化財課)	14
7	企画展「没後50年 菅 楯彦」展の開催について(博物館)	15
8	山陰海岸ジオパーク新作3D映像の完成イベント及び上映開始について (博物館)	16
9	鳥取県スポーツ推進計画に係るパブリックコメントの結果について (スポーツ健康教育課)	17
10	子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について(スポーツ健康教育課)	19
11	第69回冬季国体スケート競技結果及びスキー競技の開催について (スポーツ健康教育課)	20

教 育 委 員 会

鳥取県教育振興基本計画（案）のパブリックコメント実施結果について

平成 26 年 2 月 20 日

教 育 総 務 課

鳥取県教育振興基本計画（案）に係るパブリックコメントを実施したところ、県民の皆様から多くの意見をいただきました。

パブリックコメントの実施結果とその対応方針については、以下のとおりです。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 平成 25 年 12 月 2 日～平成 26 年 1 月 10 日
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、説明会等での意見聴取
- (3) 応募件数 99 件（34 人）

2 主な意見と対応方針

意見の概要	対応方針
鳥取県教育の基本理念	
基本理念が長い。短くしないと憶えられない。	目指す鳥取県の教育への共通認識を図るための理念であり、現在の基本理念より長くなりますが、ふるさとに根ざした未来志向の理念を表現したいと思えます。
自立するためには、その前に協同が必要。震災のあとでもあり、「協同」という言葉で、県の特徴を出してもいい。	「自立」という言葉には、他者との協調、協働を含めた意味を持たせています。そうした趣旨が分かり易くなるように、考え方に関する記述を修正します。
基本理念から力までに、「共生の」という言葉がほしい。一本貫かれた理念が必要。「学ぶ意欲を高める学校教育」の中の特別支援教育は付け足しのような印象を受ける。	「力と姿勢」に「共に生きる」という表現を追加します。また、特別支援教育の考え方による教育実践が、障がいがある、ないに関わらず、学校教育の充実の基礎となるものであることから、「特別支援教育の充実」の項目順を引き上げます。
「豊かな心と健やかな体」で「奉仕」と「文化、芸術、スポーツ、読書」とは、同列とは思えない。どんな社会活動を行うかは、個人の自由だが、「奉仕」には、義務的、支配的な雰囲気がある。項目を分けて、「自由にボランティアなどの社会活動に取り組む姿勢」とするのが良い。	「力と姿勢」ごとに項目数を揃えていることから、項目は分けませんが、ご指摘を踏まえ、芸術等と「奉仕」を区切るとともに、「ボランティア」という表現に改めます。
5つの目標と18の施策	
公立と私学の分けが明確に表記されていない。県民が混乱しないように、目標に私学の振興を加え、6本の柱としてほしい。また、担当課を明示するのがよい。	他の施策とのバランスも考え、目標の追加は行いませんが、所管を明示するなどして、担当所属が混在しないようにします。
「幼児教育の充実」を目標2「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」の一番目の項目施策としてはどうか。	幼児期は、全ての力の基礎作りの時期であることから、ご指摘を踏まえ、項目順を引き上げます。

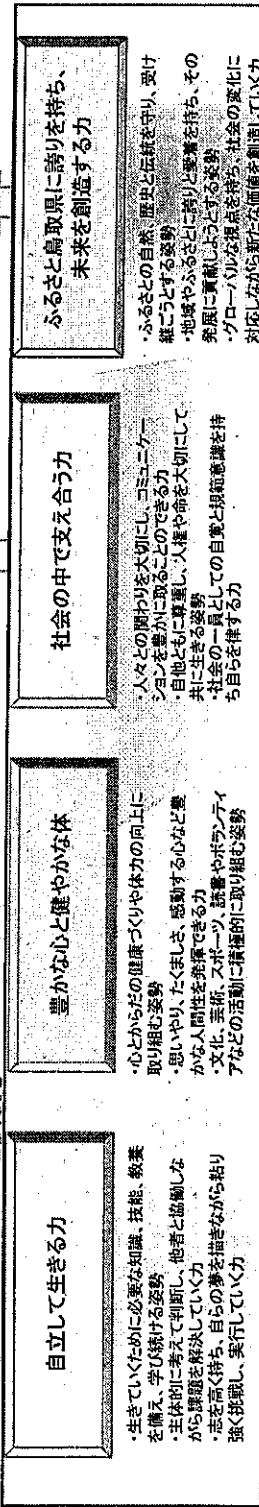
○目標1 社会全体で学び続ける環境づくり	
中高生の読書時間が短くなっていることについて、家庭の協力はもちろん大切だが、中高生に対する読書指導の在り方を学校がさらに工夫していくことがまず必要ではないか。	読書時間の増加には、夜や休業日、つまり家庭での読書時間の増加が必要です。学校においても家庭読書を促すよう、読書の重要性を指導したり、読書意欲を喚起する働きかけを行うことも大切ですので、「学校と家庭が連携して家庭読書につながる働きかけを行う」ことを記述します。
○目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進	
TVゲームやインターネットの影響について、社会全体で煽っているような現状で、子どもたちだけを問題視することはおかしい。メディアとの接触のために、健康の問題や学習習慣の定着を阻害したり、生活リズムの乱れによる不登校が発生している例もある。子どものまわりにいる大人の意識を変えていかななくては、改善は望めない。	ケータイ・スマホ、インターネット、ゲームに関しては、社会や大人側からの視点で目標1に、また、学校や子ども側の視点で目標2に、記載しています。大人や社会の意識改革は大変重要と考えておりますので、メディアへのよりよい接し方について、保護者をはじめとした大人に対する教育啓発を継続して実施します。
学力向上の数値目標で示されている3つの観点から見たものが、学力の全体像だということが、計画の中でも、見えてくる必要があります。学力調査だけでなく、全体が揃って学力なんだということを前に出してほしい。	ご指摘も踏まえ、目標2の前文において、学力を測る指標の考え方などについて、記述します。
いじめを子どもの中で解決していくということを入れてほしい。「予防教育」という言葉が入らないか。子ども同士が認め合うとか、解決し合うといった記述がほしい。	予防教育については、すでに学校で取り組んでいる内容も含まれていますが、一定範囲の内容をどの授業や活動の場で行うかといった点の整理が十分されておらず、現段階では、計画に盛り込むことは困難です。子どもたち自身によるいじめの防止や解決は、いじめ問題の本質的な改善に関わる重要な課題と認識しており、各学校で積極的に取り組まれるように記述を修正します。
○目標3 学校を支える教育環境の充実	
教職員の過重負担の解消で、事務処理面の効率の悪さの順位は低い。社会が変化する中で、教員の意識改革や新たな教育手法の修得に余裕がない状況。教員同士が、協働作業で課題を考え、解決策を設定し、ともに取り組むことが活力の源になる。	ご指摘を踏まえ、学校間、生徒間、教師間でつながり、学びあう環境づくりについて、施策項目に追加します。また、重点取組を学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進に変更します。
○目標4 生涯にわたって運動スポーツに親しむ環境づくり	
スポーツの指標について、国体しかないが、生涯に亘ると言うのだから、「マスターズ」とか「運動習慣の状況」なども入っているべき。	競技力の向上の視点で国体の目標を挙げており、マスターズ大会を含めた生涯スポーツの目標として、成人のスポーツ実施率の数値目標を追加します。なお、小学生における運動実施の数値目標については、目標2に挙げています。
その他	
鳥取県教育振興に向けての計画(案)なので、将来的なプランということは理解しているが、精神的表現を具現化することが重要。それぞれの立場で、このプランの意義をしっかりと把握し、実行、成果へと繋がるのが大切である。	鳥取県教育振興基本計画を実現するための効果的な施策の立案(実行計画であるアクションプランの作成)と、着実な施策の実施を進めるとともに、計画自体が定着するよう周知に努めます。

3 今後のスケジュール

3月上旬までに決定し、学校等への周知を行う。

基本理念 自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



●5つの目標と特に力を入れたい18の施策と重点取組

<p>1 社会全体で学び続ける環境づくり</p> <p>(1)社会全体で取り組む教育の推進 ○学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築</p> <p>(2)家庭教育の充実 ○保護者同士のネットワーク形成</p> <p>(3)生涯学習の環境整備と活動支援 ○図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実</p>	<p>2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進</p> <p>(4)幼児教育の充実 ○発達や学びの連続性を踏まえ、た幼児教育の充実、発展</p> <p>(5)学力向上の推進 ○スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大</p> <p>(6)特別支援教育の充実 ○個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供</p> <p>(7)社会の進展に対応できる教育の推進 ○ICTの活用、英語教育の充実、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成</p> <p>(8)豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 ○いじめ、不登校等の未然防止、早期対応</p> <p>(9)豊かな心と体づくりの推進 ○学校と地域が連携した体力向上</p>	<p>3 学校を支える教育環境の充実</p> <p>(10)人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実 ○社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討</p> <p>(11)特色ある学校運営の推進 ○学校経営の活用やコミュニティ・スクール等、学校の自主性を発揮した取組推進</p> <p>(12)人的、物的な教育資源の充実 ○中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成</p> <p>(13)安全、安心な教育環境の整備 ○建物アレルギ一等現代的な課題に対応できる体制整備</p> <p>(14)私立学校への支援の充実 ○私立学校の多様な取組への支援 ※私立学校の所管は教育委員会です。</p>	<p>4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり</p> <p>(15)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 ○幼児期からの運動習慣づくり</p> <p>(16)トップアスリートの育成 ○ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実</p>	<p>5 文化、伝統の継承、創造、再発見</p> <p>(17)文化、芸術活動の一層の振興 ○子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高める機会の提供</p> <p>(18)文化財の保存、活用、伝承 ○祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援</p>
--	---	--	--	---

平成25年度鳥取県学力向上戦略本部会議の概要と平成26年度の取組について

平成26年2月20日

教育総務課

1 本部の目的

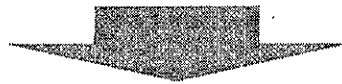
県、市町村、学校、家庭、地域が連携し、21世紀に生きる人材に求められる学力の向上をはかるため、鳥取県学力向上戦略本部を設置し、県の学力向上に向けて関係機関等が課題意識を共有し、連携して取り組むべき施策について検討する。

2 検討事項

◎全県で取り組む指標（3観点10項目22指標）の決定（資料1）

◎学力向上に係る施策について（○主な意見）

- 今年度取り組んでいるスクラム教育では指導方法の改善や学ぶ意欲の向上などが見られる。今後もこの連携を強化し、教科指導の連携なども含めて全県に拡大することで、一層の学力向上が期待される。連携は主体がひとつに定まらないことから、連携をすすめるための人的、予算的な措置を講じる必要がある。
- 授業の担い手である教員の指導力の向上が学びの質の向上につながる。協働の授業づくり、教員研修、人材の増員、道具の導入などを検討して取り組む必要がある。
- 授業改革の重要な要素のひとつでもある情報通信技術（ICT）を使った教育に対する基本方針を県として立てていく時期を迎えており、研究・推進する必要がある。
- 平成30年度小学校で「英語」が教科となるなど英語教育に大きな動きがあり、県としても積極的に取り組む必要がある。
- 生活習慣や学習習慣の形成には保護者の協力が不可欠であり、学校と家庭の情報共有と協働的な取組が求められる。
- めざすべき自分の姿などに対する学習意欲は、主体的な学習を支え、学力向上につながる。キャリア教育の充実、協同的な学習、地域での取組など、夢や目標とともにふるさと意識を醸成して学習意欲の喚起につながる取組が大切である。
- 学力向上に係る事業の実施に加えて、今後は、学校・市町村教育委員会・県教育委員会が連携して学力向上に取り組むシステムを構築する必要がある。



3 議論を踏まえた学力向上策のポイント

- ①鳥取発スクラム教育の全県拡大
- ②授業改革を支える教員の指導力向上
- ③21世紀型スキル習得のためのICT活用
- ④グローバルな学びをすすめる英語教育の推進
- ⑤地域の子どもをみんなで育てる家庭や地域との連携強化
- ⑥夢の実現に向けた持続する学習意欲の喚起

4 主な取組

(1) 県教育振興基本計画（平成26～30年度）改訂への反映

- ①新たに追加した目標「学習意欲を高める学校教育の推進」
- ②本部で決定した指標を、基本計画の指標に取り入れる。

(2) 学力向上策のポイントを反映した事業の実施（資料2）

5 開催状況

◎本部会議

- 第1回 平成25年 5月22日 県学力の現状報告と方針の決定
- 第2回 平成25年 8月13日 県学力向上に係る取組報告と指標の検討
- 第3回 平成25年10月11日 指標の決定と学力向上の具体的方向性の検討
- 第4回 平成25年12月24日 来年度学力向上に係る事業と運用についての検討

◎小中学力部会

- 第1回 平成25年 6月21日 部会の進め方と指標についての意見・要望
- 第2回 平成25年 7月25日 県学力向上に係る取組報告と指標についての検討
- 第3回 平成25年10月 1日 全国学力調査報告と学力向上の具体的方向性の検討
- 第4回 平成25年12月10日 今後の学力向上施策や取組の検討

◎中高学力部会

- 第1回 平成25年 8月 7日 指標と中高スクラム教育報告と学力向上の取組の検討
- 第2回 平成25年 9月26日 指標と学力向上を目的とした中高の連携の検討
- 第3回 平成25年11月12日 中高が連携して進める学力向上の取組の検討

6 委員名簿

	氏名	所属・職名		氏名	所属・職名
本部 会議	角屋 重樹 【座長】	日本体育大学教授 (兼小中学力部会座長)	小 中 学 力 部 会	長尾 志保	県PTA協議会ブロック理事
	浅野 良一	兵庫教育大学大学院教授 (兼中高学力部会座長)		北尾 慶治	米子市教育長
	小谷 次雄	県公民館連合会長		土海 孝治	湯梨浜町教育長
	井上 洋子	県PTA協議会長		山根 浩	大山町教育長
	池内 勝彦	県高等学校PTA連合会長		松田 裕一	倉吉市立西郷小学校長
	福井 伸一郎	倉吉市教育長		福嶋 千寿子	倉吉市立久米中学校長
	永江 多輝夫	南部町教育長		茅原 宏司	県立白兔養護学校長
	岩垣 博士	北栄町教育長		各関係所属長・課長	
	山本 正人	鳥取市立若葉台小学校長		山代 豊	県PTA協議会副会長
	加藤 雄三	伯耆町立溝口中学校長		佐々木 邦広	境港市教育長
	坂口 祐二	県立鳥取西高等学校長		寺西 健一	岩美町教育長
	茅原 宏司	県立白兔養護学校長		内田 格	日南町教育長
	野川 聡	県統轄監		渡邊 二之	智頭町立智頭中学校長
	横濱 純一	県教育長		牧 尚志	県立倉吉東高等学校長
		野坂 尚史	県立鳥取養護学校長		
		各関係所属長・課長			

資料 1

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約に係る取組の指標等

平成25年10月11日

教育総務課

指標の観点

- ①豊かに生きる、共に生きる力（自立・貢献・自治、夢・憧れ、ふるさと意識など）
- ②学び方の質・学習状況（意欲、授業に向かう姿勢、家庭学習）
- ③学力調査（基礎基本、思考力・判断力・表現力）

【観点①：豊かに生きる、共に生きる力】

◆自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識

- 「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加（小中高）
- 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加（小中高）

◆進路に向けた意識

- 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加（小中高）
- 「「あの人のようになりたい」と思う人がいる」児童生徒の増加（小中）
- 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加（高）

◆地域社会への参画状況

- 「地域の行事に参加している」児童生徒の増加（小中高）
- 「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）から褒められたことがある」児童生徒の増加（小中）

【観点②：学び方の質・学習状況】

◆意欲、授業に向かう姿勢

- 「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（小中）
- 「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加（小中）
- 「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加（高）
- 「調査結果を授業改善に活用している」学校の増加（小中）
- 「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加（小中）、教員の増加（高）

◆ 体験活動・読書活動の実施状況

- 「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加（小中）
- 「全校一斉読書に取り組む」学校の増加（小中高）
- 「読書が好きである」児童生徒の増加（小中高）

◆ 家庭における学習等の状況

- 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加（小中高）
- 「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加（小中）
- 「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加（小中）

【観点③：学力調査】

- ◆ 上位層の増加、下位層の減少（小中）
- ◆ 過去の調査と同一問題の正答率の増加（小中）
- ◆ 無解答率の減少（特に「活用」に関する問題）（小中）
- ◆ 各校が設定した指標の達成（高）

（出典）

小学校・中学校：全国学力・学習状況調査等による

高等学校：高等学校教育改革に関するアンケート、各校実施調査等による

資料 2

学力向上戦略本部での議論を踏まえた平成26年度の主な取組

【学力向上策のポイント】

- ①鳥取発スクラム教育の全県拡大
- ②授業改革を支える教員の指導力向上
- ③21世紀型スキル習得のためのICT活用
- ④グローバルな学びをすすめる英語教育の推進
- ⑤地域の子どもをみんなで育てる家庭や地域との連携強化
- ⑥夢の実現に向けた持続する学習意欲の喚起

主な取組

鳥取発スクラム教育 (校種を超えた連携+横の連携)	【ポイント①】 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 ・学力向上指標をもとにした課題解決型の取組を実施(20中学校区、10教育研究団体)
	【ポイント①】 教科でつながる中高連携教育 ・6高校を核とし、英語・数学を中心とした中学校とのツリー構築(6ツリー)
	【ポイント②】 エキスパート教員ステップアップ事業 ・中学校区内のエキスパート教員の兼務発令でのT・Tによる優れた指導方法の共有化(5中学校区)
	【ポイント①】 高等学校の枠を超えた連携事業の拡充 ・県内連携から全国連携へ ・普通科から専門科へ拡大
【ポイント①②④】 英語教育強化事業 ・英語科教員の指導力向上 ・小中高が連携した英語教育の強化地域の指定によるグローバル化に対応した教育環境作り	
【ポイント③】 21世紀型スキルの習得のためのICT環境の構築事業 ・ICT活用教育推進協議会(仮称)の設置 ・鳥取県ICT活用教育推進ビジョンの構築 ・教員のICT活用スキル習得のための研修体制整備	
【ポイント⑤】 小中学校土曜授業等実施支援事業、県立高校土曜授業実施事業 ・土曜授業等の実施に主体的に取り組む市町村、県立学校を支援	
【ポイント⑥】 とっとり夢プロジェクト事業 ・高校生が夢にチャレンジする企画の支援	

第3回教育協働会議の概要について

平成26年2月20日
企画課
教育総務課

1 教育協働会議の開催目的

「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の実施状況の点検・検討を行い、次年度の協約改定に向けて議論・検討を行う。

2 開催日時

- (1) 日 時 平成26年1月27日(月) 午前10時～午前11時30分
(2) 会 場 鳥取県立図書館 2階 大研修室

3 教育協働会議委員

(1) 民間有識者

(五十音順)

氏 名	所 属
(あさお あつこ) 浅 雄 淳 子	・学校・家庭・地域の連携による教育推進委員会委員 ・鳥取県PTA協議会 事務局長
(さかね とおる) 坂 根 徹	・伝習館代表、湯梨浜学園 理事長 ・鳥取県私立学校審議会 委員
(まつばら あつこ) 松 原 厚 子	・学校支援ボランティア(羽合小学校・北浜中) 代表 ・鳥取県青少年問題協議会 委員
(やがわ ひろみ) 谷 川 裕 美	・鳥取県青少年問題協議会 委員 ・鳥取県有害図書類指定審査会 委員
(よこい しろう) 横 井 司 朗	・全国専修学校各種学校総連合会 理事 ・学校法人 鶏鳴学園 理事長

(2) 鳥取県

知事、未来づくり推進局長

(3) 鳥取県教育委員会

教育委員長、教育委員、教育長

4 概 要

平成26年度鳥取県の子供たちの未来のための教育に関する協約(案)をお示しし、ご議論頂いた。

土曜日授業の実施方法、取組指標の設定などについて議論がなされ、協約案は再検討することとなった。

5 協働会議での主な意見

(1) 民間有識者の方からの意見

ア) 子どもたちの「学びの質」の向上について

- ・過去に読み聞かせの施策を充実し、読み聞かせのブームができたが、今は、活動する人が固定化している。興味はあっても、現場に出てきてもらえない現状の中で、もう一度その施策に力を入れる繰り返しの施策が必要。
- ・土曜日授業は将来的にはほぼ全部の学校で実現する方向で考えてもらっているのか、小中学校については、市町村での話であり、すぐ実現するのは難しいとのことであったが、県が率先しても市町村では実施しないという状況は続くのか。
- ・仕事のために宿題のチェックができない家庭があり、それが学力の差につながるような背景がある中で、宿題の点検も家庭にまかせるのでは無く、ある程度行政が入りこんで土曜日授業が行われることが、現実問題として大事ではないか。

- ・土曜日授業について教員の負担が大きいのは理解しているので、OBの方に頼むとか、現場の負担が大きくなる形での実現ができないか。
- ・地域によって学力の差があるのが率直な状況、その原因を市町村教委と県教委、町も含めて問題を共有して、何が必要なのか、考えていかなければいけないのではないか。
- ・過去に鳥取市では土曜日授業の実施について公民館活動等を通じて推進するということがあったが実際はできていない、やろうと思えば方法はあるのではないか。
- ・図書館は「読む」ことについて徹底させていこうということだと思うが、「聞く・書く・話す」力をどうつけるかについて、さらなる工夫が必要ではないか。
- ・例えば科学コンクールやコンテストなど様々な取組が多くあり、鳥取県は恵まれている中で参加者が少ない。知事賞などで励みになるのではないか。
- ・土曜日授業でせつかくの時間数が増えるのであれば、学力の高い生徒や、あるいは低い生徒、芸術的才能を持つ生徒など、様々な生徒がいる前提で子供たちのいろんな力を伸ばしたり、コンクールに出かけたり、チャレンジする機運、自ら学ぶ機運を高めるような、学力向上だけで終わらない土曜日にしてもらいたい。
- ・子どもの手本は大人であり、保護者全体で意識レベルを上げたり、子どもに対する意識を変えていかなければならないと感じており、保護者が変わるための保護者教育への支援が欲しい。
- ・学校の先生は、子どもにとって一番身近な存在であり、先生が生き生きと教えることができるようなモチベーションの向上が子供たちの力になる。
- ・学校の先生が一生懸命、子どもたちに接してもらっているが、本当に保護者に伝わっているか疑問。先生が授業のために一生懸命準備している部分を保護者へ伝える努力や方法が必要。
- ・市町村教委に対して保護者の意見を言える場所が無く、なかなか取り入れてもらえない。県教委、市町村教委、あるいは知事も含めて、公の場といかに連携できるかが大事。

イ) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実について

- ・特別支援の授業から発展した、公立・私立の連携による取り組みができると思う。

(2) 知事からの意見

- ・土曜日授業が県立高校1校だけとなっているが、再検討していただく必要がある。
- ・行政懇談会でも市町村長の皆さんは土曜日授業に賛成のなか、市町村教委が実施の障害となっているのはナンセンス。
- ・土曜日授業に抵抗があるのであれば、せめてモデル的に東・中・西部の県立高校少なくとも1校は、ある程度は回数を限りながらモデル的に実施してはどうか。
- ・ある首長の方から単独で土曜日授業を行おうとすると抵抗が大きいので、全県一斉にやってもらいたい。それを県教委に指導してもらいたいとの提案を受けたことがあるが、情けない話。それほどに住民の声を反映しないのであれば、市町村教委は要らない。
- ・市町村については、教育振興協約の原案では「後押し」との表現になっているが、指導性を発揮して県教委・首長、知事が市町村でのモデル的な実現を是非とも図るような表現とすべき。

- ・学力向上の目標設定について、目標数値を掲げること自体を拒否することは社会とのずれを感じる。世間は、他の県と比較しての、体力や学力の具体的な数値に関心がある。
- ・高校の不登校率が上がっているなかで、不登校の救助策として私学の方で受け入れてもらえる体制づくりを考えるべき。
- ・特別支援教育では、不登校や発達障がいの問題がある中で、公立・私立を超えて、小中高を超えて対応していくスキルアップの取組が必要。

(3) 教育委員からの意見

- ・「学びの質の向上」というと学力向上に傾きがちであるが、主体的な学習者を育てる、そのような教育への質的転換が必要。
- ・ラーニングコモンズを活用するのは、学力をつける、自信をつけさせていくといった面と、自主的に活用できる、場所・環境を整えるという面がある。土曜日を一人一人に合ったきめ細やかなサポートを行う時間として活用するという考えもある。
- ・教育の目標は、民主主義に主体的に参加する人間をどのように作るかが大きな目標と認識。自分たちは、サービスを受ける側と思っている親の考え方を、子どもたちへのアプローチの中で変えていく必要があると考えている。
- ・教員の資質向上は大切であり、子どもたちの能力をどのように引き出していくか、教員の側の引き出しをどのように増やすかが重要。
- ・学力の指標については、わかりやすいものにしなければならないが、平均点がよいのか、何位を目指すことを目標とするのかということも、ためらわれるところであり、現実的な対応として悩ましいところ。

手話ハンドブック（入門編）作成・配付について

平成26年2月20日
特別支援教育課

条例の制定を受け、すべての児童生徒が身近な手話をみんなで学べるよう、手話学習教材作成委員会の意見を踏まえ「手話ハンドブック（入門編）」（別添）を作成し、一人一人が授業等で手話を身につけていけるよう一人一冊ずつ配付しました。
（配付時期2月上旬）

1 作成にあたっての工夫した点

- あいさつ、自己紹介、学校生活の場面ごとの手話表現を取り入れた。
- 手話を学ぶ大切さを理解し、手話を学ぶ意欲を高めるため、鳥取聾学校の児童生徒の作文を掲載した。
- 普段から手話を使っている聴覚障がい者の表情の方がよりわかりやすいため、鳥取聾学校等の聴覚障がいのある教職員を写真のモデルとした。
- 矢印等を用い、動きをわかりやすく表現した。

2 配付先

- 公立学校：小学校（136校）、中学校（62校）、高等学校（24校）、特別支援学校（10校）
- 私立学校（7校）
- 市町村教育委員会等

3 配付部数

児童生徒・教職員 76,000部
その他 4,000部

4 手話学習教材作成委員会開催状況

第1回 平成25年11月5日（火）
第2回 平成25年12月6日（金）
第3回 平成26年1月29日（水）

5 今後の予定

平成26年3月 手話関係図書全校配付（11月補正予算）
平成26年4月 手話普及コーディネーター、手話普及支援員の配置（予定）
平成26年7月 手話ハンドブック（活用編）作成・配付（予定）

6 県民への頒布

○民間企業、個人からの頒布希望には有償での配付を検討。（1部100円程度）

<参考：手話学習教材作成委員会メンバー>

区分	所属名	職名	委員名
聾学校	鳥取聾学校	校長	後藤 裕明
	鳥取聾学校ひまわり分校	教頭	池田 悦子
校長会	八頭町立船岡小学校	校長	村山 洋子
	琴浦町立赤碕中学校	校長	北野 昭雄
交流校	八頭町立隼小学校	校長	森本 直子
	米子市立福生西小学校	校長	倉光 俊明
	鳥取市立国府中学校	校長	小山 将範
	鳥取県立岩美高等学校	教諭	福田 然子
市部教委	倉吉市教育委員会	教育長	福井 伸一郎
郡部教委	湯梨浜町教育委員会	教育長	土海 孝治
外部団体	鳥取県ろうあ団体連合会	事務局長	石橋 大吾
オブザーバー	全国ろうあ連盟	理事	西滝 憲彦

鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針（案）のパブリックコメントについて

平成 26 年 2 月 20 日
いじめ・不登校総合対策センター

- 1 実施期間 平成25年12月17日（火）～平成26年1月16日（木）
2 公募方法 とりネット 新聞広告 県民課等関係機関
3 応募件数 8件 34項目
反映:7 既に対応済み:4 今後の対応課題:9 対応困難:2 その他:12

4 主な意見と対応方針

○内容を大別すると次のとおり

- ・用いられている文言の正確さ、分かり易さについて改善を求める意見
- ・いじめ防止対策の具体的な記述を求める意見

意見の概要	対応方針
ネットいじめ防止に対する方針が抽象的であり、具体的取組みを明示してほしい。	基本方針の文中に基本方針と「いじめ防止対策ガイドブック」をセットで活用する旨を記載した上で、ガイドブックにネットいじめに関して詳細に記述する。
いじめは「人権侵害」の一つという位置付けをし、犯罪にもなりうることを明示すべき。	基本方針中のいじめの定義は法とそろえるが、ガイドブックにより詳しく明記する。
方針が適用される学校の範囲や、文中の「教育委員会」が指す対象を明記すべき。	基本方針の文中で市町村の基本方針との関係を明記する。
いじめの定義をより分かりやすく掘り下げるべき。	ガイドブックで詳しく記述する。
児童生徒の主体的取組との表現は法律の文言と合わせるべき。	基本方針の文言を法律、学習指導要領等に沿った表現に改める。
県と市町村の区別を明確にしてほしい。	基本方針の文中の必要な箇所を修正する。
学校組織へのPTA参画を明記してほしい。	ガイドブックに記載する。

5 今後のスケジュール

- 3月21日 定例教育委員会
3月末 市町村、法務局等の関係機関、団体等へ周知
各学校、市町村等に基本方針の早期策定について要請

6 参考

○関係機関からの主な意見

- ・方針策定の基本的な考え方は基本方針の中に明記した方がよいのではないか。
(例) 基本方針は骨子的なものとし、ガイドブックとセットで活用すること
- ・取組の検証等について、公立学校だけでなく私立学校等の情報も束ねる必要がある。

○教育審議会委員からの主な意見 (1/10)

- ・基本方針、ガイドブックなど、日頃から学校で教職員が活用できるようにすること。

全国海女文化保存・振興会議について

平成26年2月20日
水産課
文化財課

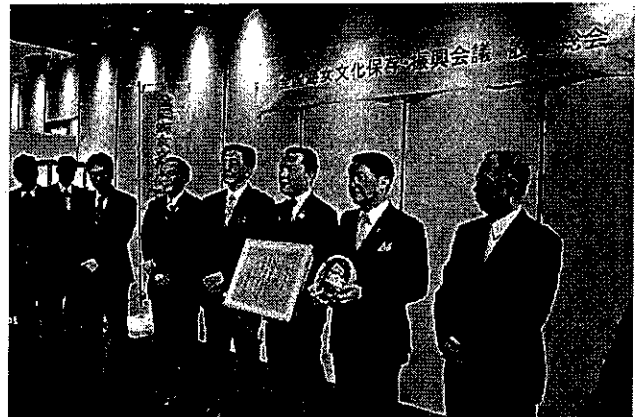
文化財保護や水産振興の面から海女漁の存続を図るため、三重県及び石川県の呼びかけで、8県（岩手、宮城、静岡、三重、徳島、石川、福井、鳥取）による「全国海女文化保存・振興会議」設立総会を平成26年1月24日に開催しました。

1 目的

我が国にとって、貴重な伝統的な漁法である海女漁（女性による素潜り漁）を守り伝えている県が、文化財保護や水産振興の面から、海女漁の存続を連携して図ることを目的とする。

2 組織体制

会長	鈴木 英敬 三重県知事
副会長	谷本 正憲 石川県知事
委員	達増 拓也 岩手県知事
	村井 嘉浩 宮城県知事
	川勝 平太 静岡県知事
	西川 一誠 福井県知事
	平井 伸治 鳥取県知事
	飯泉 嘉門 徳島県知事
事務局	三重県教育委員会



※事務局には、各県担当課による「連絡会議」が設置され、当会議の実質的な運営が行われる。

3 設立宣言の骨子

○海女漁の文化財としての位置付けや価値の情報共有を図り、保護措置を検討する。

○海女漁の振興策についても検討し、海女漁の存続継承により地域活性化を図る。

〔 ※海女文化保存の目標としては、国の無形文化財指定及びユネスコの無形文化遺産登録。〕

〔 ※海女漁の振興策については、各県担当課による「連絡会議」で具体的に検討。〕

4 本県における取組

本県では、平成26年度当初予算で新たに次の取組を検討している。

(1) 夏泊海女漁ブランド化支援事業（担当課：水産課）

鳥取県漁協夏泊支所が行う海女漁PRグッズの作成及び地元朝市の開催に必要な漁獲物（素潜り漁、定置網漁獲物等）をストックするための冷蔵庫整備に対する支援。

(2) 「夏泊の海女漁」詳細調査（担当課：文化財課）

県指定無形民俗文化財の候補である「夏泊の海女漁」に関する専門家による現地聞き取り調査及び文献資料調査。

企画展「没後50年 菅 楯彦」展の開催について

平成26年2月20日
博 物 館

1 概要

鳥取市に生まれ、大阪で活躍した菅楯彦(1878～1963)は、近代の大阪を代表する日本画家の一人です。美しい線描の名手として知られる楯彦は、復古大和絵調の作風や、墨の濃淡のみで描く影絵などを得意としました。なかでも、消えゆく大阪の風情を描き記した「浪速風俗画」は、他に類を見ない楯彦独特の表現として知られています。

没後50年を期に開催する本展では、これまでまとまって紹介される機会の少なかった楯彦の生涯と画業を多くの作品と資料によって一堂に展示いたします。

2 展示の内容

展覧会は「楯彦誕生」、「学問と絵画 画風の確立へ」、「描かれた暮らしと風俗」、「墨跡と様々な表現」の四部によって構成され、「浪速風俗画」「歴史画」「舞楽図」など様々なジャンルの約200点の作品を展示します。さらに多くの関連資料を交えて、国学や有職故実についての深い学識、谷崎潤一郎や龍村平蔵といった当代一流の小説家や染織家との華麗な交流も紹介し、浪速の雅人、菅楯彦の全貌に迫ります。

3 会 期 平成26年2月22日(土)～4月6日(日)

※3月17日(月)のみ一部展示替えのため休館

4 会 場 鳥取県立博物館 2階 第1・2・3特別展示室

5 観 覧 料 一般800円(前売り、団体600円)

6 主 催 鳥取県立博物館、読売新聞社、美術館連絡協議会

7 協 賛 ライオン、清水建設、大日本印刷、損保ジャパン、株式会社日本通運、株式会社モリックスジャパン、株式会社吉備総合電設、三和商事株式会社

8 関連事業

■公開シンポジウム「菅楯彦のこころを巡って」

パネリスト：明尾圭造氏(大阪商業大学商業史博物館主席学芸員)、熊田司氏(和歌山県立近代美術館館長)、中谷伸生氏(関西大学文学部教授)、前田明範氏(元倉吉博物館館長)

日時：平成26年3月29日(土)午後1時30～4時

会場：県立博物館講堂、対象：高校生以上・一般 参加費：無料

■担当学芸員によるギャラリートーク

日時：平成26年2月22日(土)、3月15日(土)、4月5日(土)午後2時～3時

会場：県立博物館 企画展会場

■アートセミナー「菅楯彦の魅力」

講師：林野雅人(美術振興課主任学芸員)

日時：平成26年3月8日(土)午後2時～3時30分 会場：県立博物館講堂

■ワークショップ「よ～く見てみよう！楯彦はんの絵。」

日時：平成26年3月1日(土)①午前10時～12時 ②午後2時～4時

定員：各15名 会場：県立博物館会議室、対象：小学生以上・一般20名(要申込み)

山陰海岸ジオパーク新作3D映像の完成イベント及び上映開始について

平成26年2月20日
博 物 館

1 新作3D映像完成イベント

平成24年度に制作した山陰海岸ジオパーク3D映像「大地と海の物語」に続く、第2弾の3D映像「神秘と生命の物語」の完成にあたり、「山陰海岸学習館ギョギョバイザー」のさかなクンを招へいしてトーク&映像披露のイベントを開催し、当該映像の上映開始を広く情報発信します。

- (1) 日 時 平成26年3月2日(日) 午後2時～3時30分
- (2) 会 場 山陰海岸学習館3Dシアター(鳥取県岩美郡岩美町牧谷1794-4)
- (3) 定 員 60名(うち一般公募40名(往復ハガキ・抽選)、主催者・マスコミ等約20名)
- (4) 主な内容
 - ア 映像趣旨紹介
 - イ さかなクンによる映像紹介&トーク
 - ・さかなクンによる映像に登場する魚のイラスト&クイズ
 - ・撮影エピソード紹介
 - ウ 3D映像「神秘と生命の物語」の鑑賞
 - エ さかなクンと語る「神秘と生命の物語」
 - ・映像を観た感想と登場した魚についてのさかなクンのお話し

【新作3D映像「神秘と生命の物語」の概要】

平成24年度制作の「大地と海の物語」は、山陰海岸ジオパーク全体の見どころに加え、県内の鳥取砂丘や浦富海岸のモーターパラグライダーによる空撮と海中の生き物を総合的に紹介した。

このたびの新作映像「神秘と生命の物語」では、山陰海岸ジオパークの中で最大級の洞窟「龍神洞」を三次元レーザースキャナー測量CGや実写映像で紹介して神秘のベールをはがすとともに、海の生きものの「誕生」などを紹介することで、山陰海岸ジオパークの地形の価値や生物多様性の意義を紹介する。

2 新作3D映像の上映開始

新作3D映像「神秘と生命の物語」を昨年度制作した「大地と海の物語」と併せて、次のとおり上映します。

- (1) 上映開始月日
平成26年3月4日(火) ……上記イベントの翌々日。
 - (2) 上映時間(上映開始時刻) ……1回の定員50名。いずれも観覧料無料。
 - ア 土日祝日、ゴールデンウィーク・夏休み期間中(8回上映)
 - 「大地と海の物語」 10:00、11:00、13:30、15:30
 - 「神秘と生命の物語」 10:30、11:30、14:00、16:00
 - イ 上記以外の平日(4回上映)
 - 「大地と海の物語」 11:00、14:00
 - 「神秘と生命の物語」 11:30、14:30
- ※団体向け上映(上記定期上映以外で随時)

鳥取県スポーツ推進計画に係るパブリックコメントの結果について

平成26年2月20日

スポーツ健康教育課

- 1 実施期間 平成25年12月26日（木）から平成26年1月24日（金）
- 2 公募方法 ファクシミリ とりネット 新聞広告 県民課等関係機関からの応募
- 3 応募件数 21件（9人）
 <反映状況> 反映2 既に記載済み14 対応困難0 その他5
- 4 主な意見の概要と対応方針

意見の概要	対応方針
○競技力向上や普及の推進 ・指導者の養成・確保 「鳥取県スポーツ指導者協議会」等の組織の積極的活用（組織改革を含め）	<反映> 指導者の養成・確保については、具体的施策において、指導者育成にノウハウを有するスポーツ関係団体の活用を奨励する旨の記述を盛り込みます。
○指導力の強化 ・ワールドウイングとの連携（トレーニング法・トレーニング施設）	<反映> 指導力の向上について、競技力向上の分野で計画の具体的施策に盛り込んでいます。なお、具体的提案を踏まえ、「県内トレーニング施設等と連携した取組を検討する」旨の記述を計画に反映させます。
○県教委は、社会体育としてのスポーツ振興を行うようサポートすることが大切であり、いつまでも学校の教職員に頼るのではなく、スポーツできる環境の整備に取り組むべきである。	<記載済> 御意見のように、本県のスポーツ推進を学校だけでなく、広く地域社会で考えていくことが重要であると認識しています。 そのため、本計画では、学校体育におけるスポーツ推進の一定の役割にも着目しつつ、県や市町村、関係スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブをはじめ多様な活動主体の役割に注目し、相互連携し地域の実情に応じてスポーツ活動を推進することを掲げています。

<p>○子どもたちの健康を考えると、休息を十分にとることが大切であり、オーバーワークとならないよう、けがが無いように取り組むべきである。</p>	<p><記載済> 子どもたちの健康を考えた取組の必要性は御意見のとおりであり、子どもたちの健康の観点から運動のさせすぎやスポーツ傷害の懸念への対応として、「子どものスポーツ活動ガイドライン」の周知等により、適正な指導の推進を行うことも計画に盛り込んでいます。(子どものスポーツ活動ガイドラインには、例えば、休養日の目安として、中学生においては週2日程度の休養日を設けること等具体的な記述がなされています。)</p>
<p>○スポーツ活動参加の推進 スポーツクラブを組織し、近くで手軽に運動できる環境を整備することや、トレーニング施設管理や指導者の配置、託児施設の配置等により、育児世代の参加環境を整えることが必要。</p>	<p><記載済> スポーツ活動参加の推進のためには、御意見のようにスポーツ環境の整備が重要であり、本計画においても、子どもから高齢者、女性、障がい者をはじめ全ての地域住民がスポーツ活動に親しめる環境を整えることを具体的施策として記述しています。</p>
<p>○競技力向上や普及の推進 ・県体育協会及び医科学トレーニング施設を中部地区（旧河北中学校跡）に設置し、県内各所から、1時間以内で医科学サポート等が受けられる環境作り</p>	<p><記載済> 競技力向上の分野におけるスポーツ医・科学の重要性について認識しており、具体的施策にスポーツ医・科学の効果的活用の項目を盛り込んでいます。具体的取組については本計画に基づいて今後検討していきます。</p>

5 今後のスケジュール

- 3月 9日 教育委員会委員協議会
- 3月10日 鳥取県教育審議会
- 3月21日 定例教育委員会（計画の策定）
- 3月 下旬 鳥取県スポーツ審議会（計画策定の報告）

子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について

平成26年2月20日

スポーツ健康教育課

子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者にスポーツ活動での具体的な指導の在り方、その方法についての理解を図り、現在の活動を見直していただくための指針とする「子どものスポーツ活動ガイドライン」を別添のとおり策定します。

1 概要

- (1) 子どものスポーツ活動ガイドラインの全体図
- (2) スポーツ指導者 10の心得
- (3) 各章
 - 第1章 本ガイドラインの趣旨について
 - 第2章 スポーツの意義
 - 第3章 子どものスポーツ活動の運営の在り方に関すること
 - 第4章 子どものスポーツ活動の指導に関すること
 - 第5章 スポーツ活動における事故防止や安全の確保について
- (4) スポーツ指導者のセルフチェック
- (5) 資料

2 経過

- (1) 児童生徒のスポーツ活動ガイドライン検討委員会の開催
※7月～1月にかけて5回開催
- (2) パブリックコメントの実施 11月18日～12月20日
※意見14（1月常任委員会で報告済み）
- (3) 教育委員会の委員協議会で協議（11月、1月）
- (4) 2月定例教育委員会 報告

3 今後のスケジュール

- 2月末 スポーツ健康教育課ホームページに掲載
- 3月末 冊子及びリーフレットの作成・配布（学校及び関係団体など）

4 子どものスポーツ活動ガイドラインの周知

- ・魅力あるスポーツ活動推進事業（平成26年度）
 - 子どものスポーツ活動ガイドラインの周知及びスポーツ指導者の資質向上を目的とした研修会を開催
 - ※年4回（5月 7月 10月 12月）
 - ※対象はスポーツ指導者や保護者等子どものスポーツ活動の関係者（運動部活動外部指導者を含む）

第69回冬季国体スケート競技結果及びスキー競技の開催について

平成26年2月20日
スポーツ健康教育課

1 スケート競技結果について

- (1) 会 期：平成26年1月28日(火)～2月2日(日)
 (2) 場 所：栃木県日光市
 【フィギュア：日光霧降アイスアリーナ】
 【ショートトラック：今市青少年スポーツセンタースケートリンク】
 【スピード：霧降スケートセンター】
 (3) 派遣人数：17名(本部役員8名・監督3名・トレーナー2名・選手4名)
 (4) 競技成績

【フィギュア】成年女子は16県32名が出場 ※SP上位24位までがFSへ。

項目 種別	氏 名 (所属)	出場人数	競 技 成 績			都道府県別 総合順位
			SP (ショートプログラム)	FS (フリースケーティング)	個人順位	
成年女子	濱 尚子 (鳥取県スケート連盟)	SP 32 人	31.34	59.79	91.13	14 位
		FS 24 人	21 位	22 位	23 位	
	安田 有里 (同志社大学)	SP 32 人	25.50	—	—	
		FS 24 人	28 位	— 位	28 位	

【ショートトラック】

項目 種別	氏 名 (所属)	種 目	競 技 成 績
成年男子	浦林 新 (大阪経済大学)	500m	予選 2 組 4 人中 4 位 予選敗退
		1000m	予選 9 組 5 人中 4 位 予選敗退

【スピード】

項目 種別	氏 名 (所属)	種 目	競 技 成 績
成年男子	塚田 悠 (都留文科大学)	500m	予選 2 組 4 人中 4 位 予選敗退
		1000m	予選 6 組 4 人中 4 位 予選敗退

(5) 天皇杯成績

天皇杯順位 29 位 得点 20 点
 皇后杯順位 22 位 得点 10 点

区 分	男 女 総 合 成 績				女 子 総 合 成 績			
	得 点			順位	得 点			順位
	参加点	競技得点	合計得点		参加点	競技得点	合計得点	
スケート	10 (10)	0 (0)	10 (10)	27 位 (30)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	22 位 (21)
アイス ホッケー	10 (10)	0 (0)	10 (10)	12 位 (12)	/			
合計	20 (20)	0 (0)	20 (20)	29 位 (31)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	22 位 (21)

※ () 内の数字は、前年度の状況。

第69回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
都道府県別総合成績一覧表

No.	都道府県名	男女総合成績 (天皇杯)				女子総合成績 (皇后杯)		
		順位	得点合計	アイスホッケー	アイスホッケー	順位	得点合計	スケート
1	北海道	1	287	237	50	1	137	137
2	青森県	10	96	36	60	18	21	21
3	岩手県	20	44	34	10	18	21	21
4	宮城県	29	20	10	10	22	10	10
5	秋田県	29	20	10	10			
6	山形県	12	94	84	10	22	10	10
7	福島県	21	41	26	15	20	20	20
8	茨城県	22	38	18	20	22	10	10
9	栃木県	9	97	22	75	22	10	10
10	群馬県	13	89	79	10	10	44	44
11	埼玉県	5	146	81	65	13	30	30
12	千葉県	26	28	18	10	22	10	10
13	東京都	3	175	125	50	4	58	58
14	神奈川県	4	163	123	40	6	56	56
15	山梨県	8	102	92	10	4	58	58
16	新潟県	29	20	10	10	22	10	10
17	長野県	2	205	185	20	2	111	111
18	富山県	25	32	22	10	17	22	22
19	石川県	28	21	11	10	22	10	10
20	福井県	29	20	10	10			
21	静岡県	29	20	10	10	22	10	10
22	愛知県	7	111	101	10	8	48	48
23	三重県	29	20	10	10			
24	岐阜県	16	57	47	10	14	28	28
25	滋賀県	19	45	10	35	22	10	10
26	京都府	17	52	42	10	12	31	31
27	大阪府	6	113	103	10	3	66	66
28	兵庫県	14	88	78	10	11	37	37
29	奈良県	29	20	10	10	22	10	10
30	和歌山県	24	36	26	10	16	26	26
31	鳥取県	29	20	10	10	22	10	10
32	島根県	29	20	10	10	22	10	10
33	岡山県	15	84	74	10	9	47	47
34	広島県	23	37	27	10	15	27	27
35	山口県	29	20	10	10			
36	香川県	18	50	10	40	22	10	10
37	徳島県	29	20	10	10			
38	愛媛県	27	25	15	10	21	15	15
39	高知県	45	10		10			
40	福岡県	10	96	86	10	7	55	55
41	佐賀県	45	10		10			
42	長崎県	29	20	10	10	22	10	10
43	熊本県	29	20	10	10	22	10	10
44	大分県	29	20	10	10			
45	宮崎県	29	20	10	10			
46	鹿児島県	29	20	10	10			
47	沖縄県	45	10		10			

2 スキー競技の開催について

(1) 大会概要

- テーマ 「やまがた樹氷国体」
- スローガン 樹氷輝き 人つどい 未来につなげ 君の元気
- 会期 平成26年2月21日(金)～24日(月)
- 競技種目及び会場

競技種目等	会場
開会式・閉会式	山形市：山形市蔵王体育館
ジャイアントスラローム	山形市：蔵王温泉スキー場 ハーネンカムコース
スペシャルジャンプ	山形市：山形市蔵王ジャンプ台
コンバインド	山形市：山形市蔵王ジャンプ台 上山市：上山・坊平高原クロスカントリー競技場
クロスカントリー	上山市：上山・坊平高原クロスカントリー競技場

(2) 鳥取県選手団について (別紙選手団名簿参照)

- ①出場種目 ジャイアントスラローム 成年男女・少年男女
クロスカントリー 成年男女・少年男女

②派遣選手団数 () 内は、昨年度

本部役員 10 (9) 名 監督・トレーナー・選手 34 (34) 名
計44 (43) 名

③主な本部役員

団長 鳥取県スキー連盟 内田 博長 会長
副団長 スポーツ健康教育課 吹野 英明 課長
総監督 鳥取県スキー連盟 山崎 孝夫 理事長

(3) 結団式について

- ①日時 平成26年2月16日(日) 午前10時～
- ②場所 白兔会館 飛翔の間
- ③旗手及び決意表明者
旗手 糸乗 克 (いとのり すぐる) 選手
成年男子B ジャイアントスラローム
決意表明者 森岡 靖彦 (もりおか やすひこ)
ジャイアントスラローム 監督

第69回国民体育大会冬季大会スキー競技会鳥取県選手団

1 本部役員（10名）

団 長	内 田 博 長	鳥取県スキー連盟会長
副 団 長	吹 野 英 明	鳥取県教育委員会事務局スポーツ健康教育課課長
総 監 督	山 崎 孝 夫	鳥取県スキー連盟理事長
総 括 総 務	植 田 司 郎	公益財団法人鳥取県体育協会事務局長
総 務	廣 江 智	鳥取県スキー連盟
総 務	吉 岡 千 春	公益財団法人鳥取県体育協会
総 務	早 田 均	公益財団法人鳥取県体育協会
総 務	榊 田 貴 博	公益財団法人鳥取県体育協会
帯同ドクター	中 島 匡 敏	野島病院
帯同ドクター	青 木 哲 哉	赤碓診療所

2 旗手

氏名	所属	種目	種別
いとうり 糸乗 克	鳥取城北高校	ジャイアントスラローム	成年男子B

3 派遣選手団数

本 部 役 員	監督・トレーナー・選手	合 計
10 (9) 名	34 (34) 名	44 (43) 名

※ () は昨年の派遣数を示す。

4 派遣者数内訳

区 分 種 目	監督	選 手								ト レ ー ナ ー	合 計
		成 年 男 子			成 年 女 子		少 年		計		
		A	B	C	A	B	男 子	女 子			
ジャイアント スラローム	1 (1)	3 (3)	1 (3)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	6 (6)	4 (4)	17 (14)	1 0	19 (19)
グロスカントリー	1 (1)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	2 (4)	4 (3)	13 (14)	1 (0)	15 (15)
スペシャル ジャンプ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/	0 (0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)
コンバインド	0 (0)	0 (0)	0 (0)	/	/	/	0 (0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	2 (2)	6 (6)	3 (5)	1 (2)	3 (1)	1 (1)	8 (10)	8 (7)	30 (32)	2 (0)	34 (34)

※ () は昨年の派遣数を示す。

【スキー競技（ジャイアントスラローム）】

〔監督：1名 トレーナー：1名 選手：17名 計：19名〕

年齢は、平成26年2月7日現在

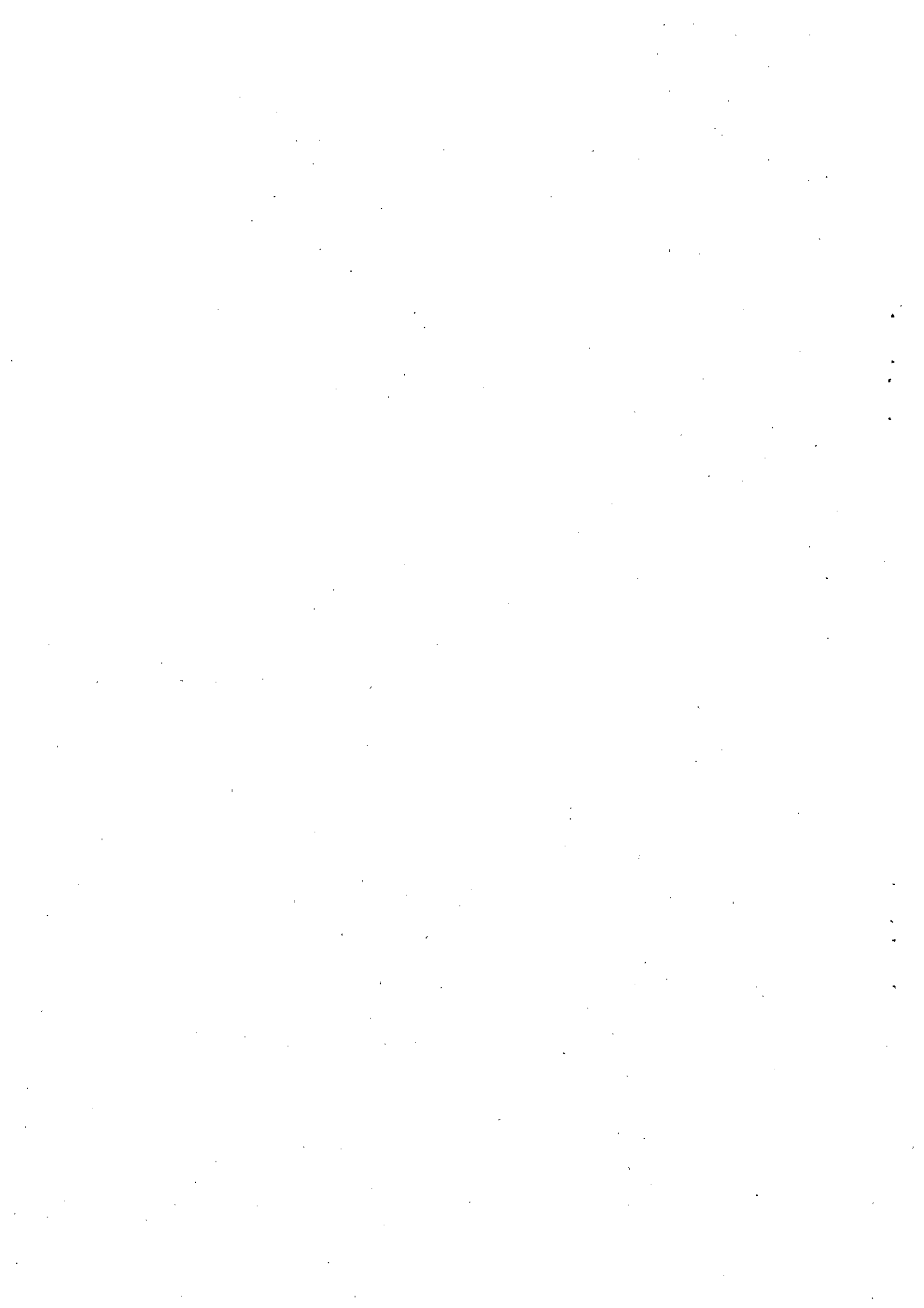
種別	派遣区分	ふりがな 氏名	年齢 学年	勤務先・学校名等
全種別	監督	もりおか やすひこ 森岡 靖彦	42	ヒュッテ白樺
全種別	トレーナー	なかの としひろ 中野 敏寛	49	陸上自衛隊 第8普通科連隊
成年男子A	選手	おおふじ しょうた 大藤 翔太	20	近畿大学
	選手	あおと しょうしん 青砥 董心	20	日本体育大学
	選手	こだに けいじ 小谷 峻慈	20	大阪体育大学
成年男子B	選手	いしのり すぐる 糸乗 克	34	鳥取城北高等学校
成年女子A	選手	つづみ はるき 堤 晴彩	20	鳥取大学
	選手	しもむら さい恵 下村 彩恵	19	法政大学
	選手	はまた めい 濱田 望	18	武庫川女子大学
少年男子	選手	くぼりゅうのすけ 久保龍ノ輔	3年	鳥取城北高等学校
	選手	植村 景太 うゑむら けいた	3年	鳥取城北高等学校
	選手	こだに りょうき 小谷 凌希	3年	県立米子工業高等学校
	選手	かわと しょうじ 川戸 将稔	2年	鳥取城北高等学校
	選手	かみぎ ちかづ 金釘 千夏	2年	鳥取城北高等学校
	選手	あまね せいか 天根 誓哉	1年	米子工業高等専門学校
少年女子	選手	せと あい 瀬戸 葵	3年	鳥取城北高等学校
	選手	なかばやし ありさ 中林 彩	2年	鳥取城北高等学校
	選手	ふくい りえ 福井 理恵	2年	鳥取城北高等学校
	選手	うだがわまゆ 宇田川真優	3年	南部町立南部中学校

【スキー競技（クロスカンントリー）】

〔監督：1名 トレーナー：1名 選手：13名 計：15名〕

年齢は、平成26年2月7日現在

種別	派遣区分	ふりがな 氏名	年齢 学年	勤務先・学校名等
全種別	監督	川端 義治	63	あさひ警備保障（有）
全種別	トレーナー	炭山 慧一	29	養和病院
成年男子A	選手	松本 真志	27	陸上自衛隊 第8普通科連隊
	選手	渡部 和生	26	陸上自衛隊 第8普通科連隊
	選手	木村 広輝	24	日本交通（株）
成年男子B	選手	川端 大介	33	陸上自衛隊 第8普通科連隊
	選手	加藤 郁海	28	陸上自衛隊 第8普通科連隊
成年男子C	選手	岩波 昭宏	38	陸上自衛隊 第8普通科連隊
成年女子B	選手	山形 陽子	25	（株）オロチ
少年男子	選手	川上 光隆	2年	米子北高等学校
	選手	田邊 真矢	3年	日南町立日南中学校
少年女子	選手	佐伯 美幸	3年	県立日野高等学校
	選手	田邊 悠梨	3年	県立日野高等学校
	選手	遠藤 花奈	1年	県立米子東高等学校
	選手	浅田 彩絵	1年	米子北高等学校



鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針(案)

はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が制定され、同年 9 月 28 日に施行されました。

本県では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ対策指針」の策定、心理検査等の実施、「24 時間相談体制」の充実、「鳥取県いじめ問題検証委員会」や「子どもの悩みサポートチーム」の設置など様々な対策を講じてきましたが、この度の法の制定を契機により一層の充実を図っていきます。

この鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針(以下「県方針」という。)は、鳥取県内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、市町村、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(法2条1項)

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

III いじめの防止等に関する方針等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに

位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します(PDCAサイクル)。

- (2) いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法 14 条)
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。(法 18 条 2 項)
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。(法 19 条)
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法 20 条)
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法 21 条)

2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県方針及び「鳥取県いじめ防止ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」又は当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌します。(法 13 条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。(法 22 条)
- (4) 「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。(法 15 条 2 項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法 18 条 2 項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。(法 19 条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法 9 条 3 項)
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。

4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

IV いじめへの対処に関する方針等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。(法 16 条 2 項)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「子どもの悩みサポートチーム」を編成し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、チームを編成するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の在籍する学校を所管する教育委員会が出席停止を命じることがあります。(法 26 条)

2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)
- (2) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をしその結果を学校の設置者に報告します。(法 23 条 2 項)
- (3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)
- (4) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。(法 23 条 5 項)
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

V 重大事態への対処等

1 鳥取県における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等、法 28 条に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重

大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法 28 条 1 項関連)

- (2) 知事は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を活用し、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、学校設置者に報告し、調査のための組織を設け、速やかに調査を行うか、調査に協力します。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、下記のとおり報告します。(法 29 条 1 項、30 条 1 項、31 条 1 項)
 - ・県立学校は、県教育委員会を通じて知事に
 - ・市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に
 - ・私立学校は、知事に
 - ・国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に

VI 取組の検証等

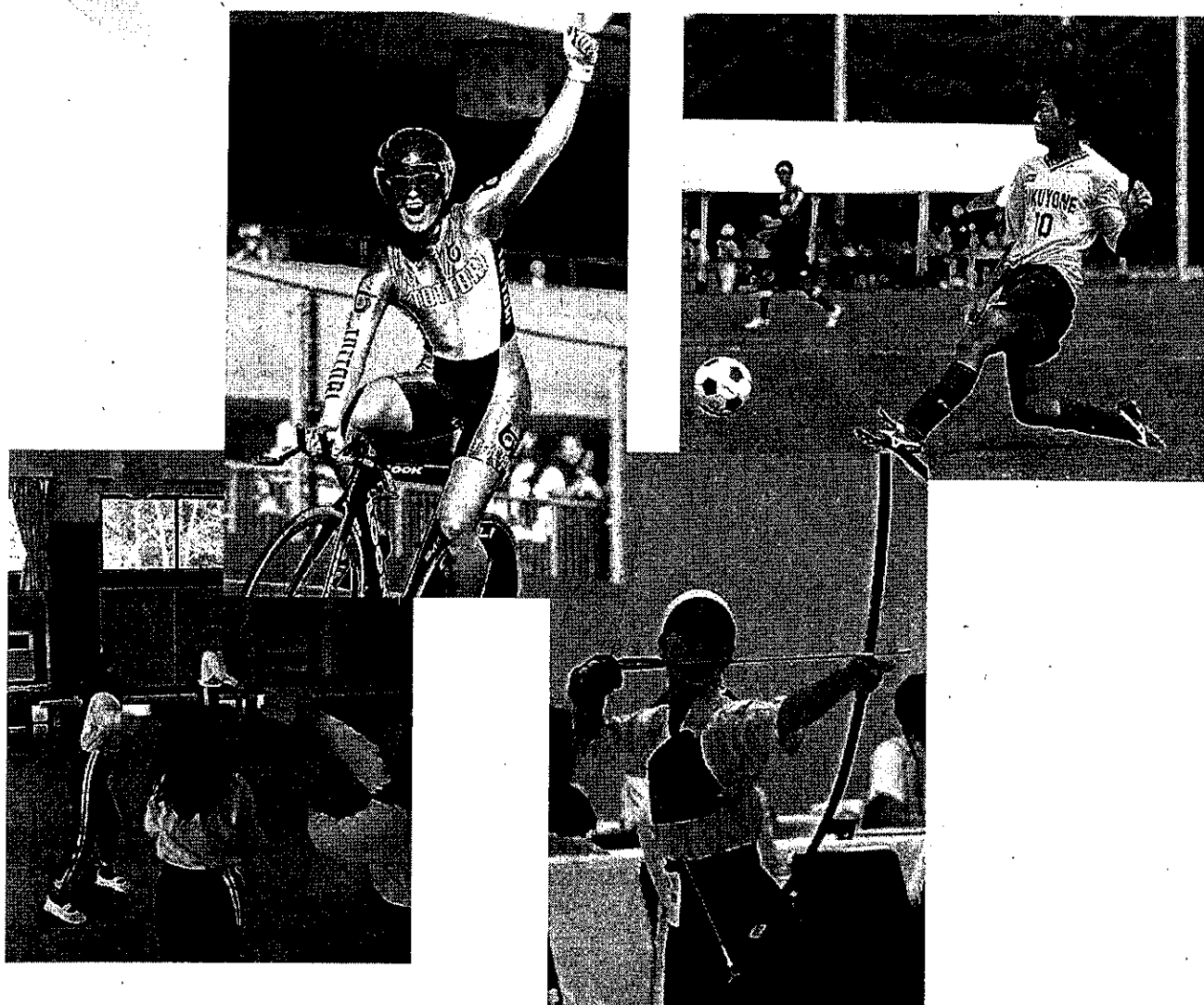
- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について定期的に検証します。
- 2 県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。

VII その他

- 1 この県方針は骨子的なものであり、あわせて、法制定に伴い従来の「鳥取県いじめ対策指針」を改訂した「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」とセットで活用します。
- 2 県は、この県方針が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対しいじめの防止等に関する資料や情報を随時提供します。
- 3 県は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、県立学校及び市町村におけるいじめ防止等に係る基本方針の策定状況を確認し、公表します。

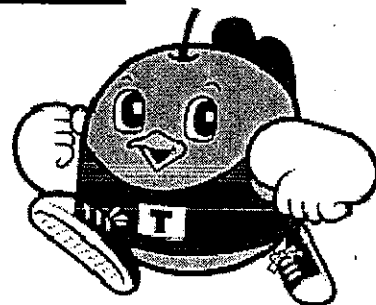
子どものスポーツ活動ガイドライン

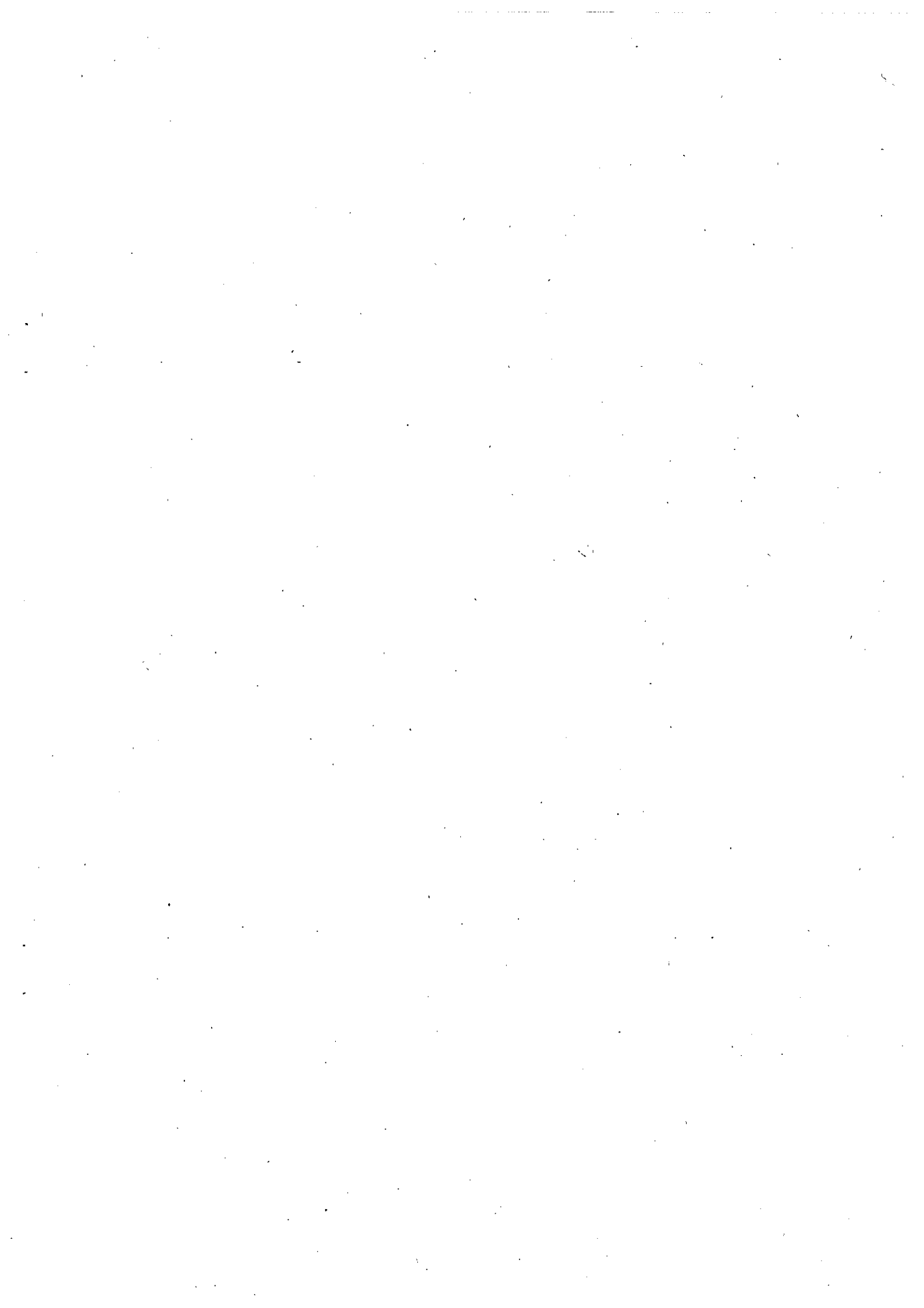
スポーツに取り組む子どもたちと共に



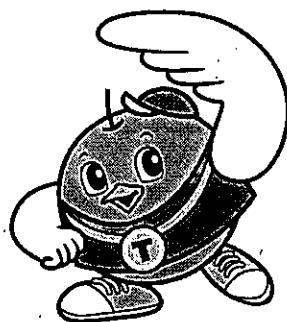
鳥取県教育委員会

平成26年3月





— 目 次 —



*スポーツ指導者 10の心得 … 1 p

第1章 本ガイドラインの趣旨について … 2 p

第2章 スポーツの意義 … 3 p

1. スポーツの意義・役割
2. 子どもにとってのスポーツの意義及び運動部活動の効果・役割
3. 地域や各競技団体との連携・協働

第3章 子どものスポーツ活動の運営の在り方に関すること … 5 p

1. 組織全体として運営の在り方を考え、指導の目標、方針を共有しましょう
2. 適切な指導体制を整えましょう
3. 子どもたちの実態を踏まえ、目標や内容を明確にした活動計画をつくりましょう

第4章 子どものスポーツ活動の指導に関すること … 9 p

1. 効果的な指導に向けて、適切な指導方法やコミュニケーションの充実等により、子どもたちの自主的・自発的活動を促し、スポーツ活動への意欲を高めましょう
2. 身体を動かすことが大好きな幼児、運動やスポーツが大好きな児童を育てましょう
3. 運動部活動の内容や注意事項について、生徒に対して説明し、理解を図りましょう
4. 望ましいスポーツ指導者を目指し、年1回は研修会に参加しましょう
5. 体罰等に頼らない指導をしましょう

第5章 スポーツ活動における事故防止や安全の確保について … 14 p

1. 子どもたちの体調等を把握するとともに、活動場所の安全を確保しましょう
2. スポーツによるけがや熱中症等を防止しましょう

*スポーツ指導者のセルフチェック … 17 p

*資料 … 19 p

1. 厳しい指導と体罰等の例示
2. 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方 (※ 全国高等学校体育連盟)
3. 鳥取県中学校総合体育大会 (地区大会) における合同チーム編成規定
(鳥取県中学校体育連盟)
4. (公財) 日本体育協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (抜粋)
5. 学校等におけるPM2.5への対応

(参考資料)

【子どものスポーツ活動ガイドラインの全体像】

夢や目標を持ち主体的にスポーツに取り組む子どもを育てることをめざし、子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者が自らの指導の在り方や関わり方を見直し、改善するための指針として策定しました。（第1章 趣旨）

スポーツの意義（第2章）

○豊かな人間性を育む基礎

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感の育成
- ・努力による達成感等自己肯定感の育成

○体力向上、将来的な健康の保持増進

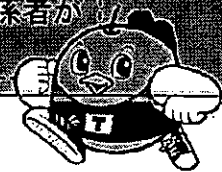
- ・多様な価値観や他者を認める態度の育成
- ・体力の向上

運動部活動…教育活動の一環として教育課程との関連を図る。

⇒学校教育がめざす「生きる力」の育成、豊かな学校生活を実現させる役割

【スポーツ指導者10の心得】

子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者がスポーツの意義、役割を理解し、10の心得を実践



○子どものスポーツ活動の運営の在り方に関すること（第3章）

活動を行う組織全体で目標や指導の方針を共有し、子どもを中心とした計画的な運営を進めましょう

- ・組織全体として運営の在り方を考え、指導の目標、方針を共有しましょう
 - ・適切な指導体制を整えましょう
 - ・子どもたちの実態を踏まえ、目標や内容を明確にした活動計画をつくりましょう
- ※適切な休養日の設定

○子どものスポーツ活動の指導に関すること（第4章）

子どもたちのスポーツ活動への意欲を高めるため、指導者自らが、適切な指導方法やコミュニケーションの能力等指導の向上に努めるとともに、体罰に頼らない指導を行いましょ

- ・子どもたちの自主的・自発的な活動を促しスポーツ活動への意欲を高めましょう
- ・身体を動かすことが大好きな幼児、スポーツが大好きな児童を育てましょう
- ・運動部活動では活動内容や注意事項について生徒に説明し理解を図りましょう
- ・望ましいスポーツ指導者をめざして年1回は研修会に参加しましょう
- ・体罰に頼らない指導をしましょう

○スポーツ活動における事故防止や安全の確保について（第5章）

子どもたちの健康管理や活動場所の安全確認に努め、スポーツ活動時の事故を予防しましょう

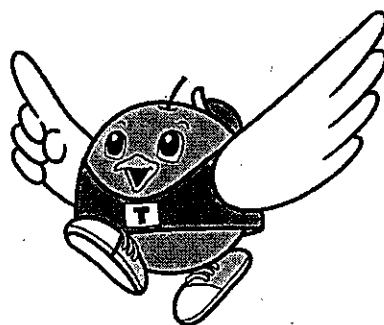
- ・子どもたちの体調等を把握するとともに、活動場所の安全を確保しましょう
- ・スポーツによるけがや熱中症等を防止しましょう

子どもを中心とした指導体制の整備や指導により、スポーツの意義を実現

スポーツ指導者 10の心得

～スポーツ活動にかかわるすべての人たちへ～

- 1 常にスポーツを通じた人格形成に心がけよう
- 2 子どもたち自らが夢や目標をもてるようにしよう
- 3 楽しむことと真剣にやることの両方が重要であることを説明しよう
- 4 活動方針等を子どもたちと共有し、子どもを中心とした計画的な運営をしよう
- 5 自ら良いお手本であれ ～フェアプレイ宣言をしていますか～
- 6 常に子どもたちとコミュニケーションをとろう
- 7 指導力の向上に努めよう
- 8 スポーツ界から体罰等不適切な指導を追放しよう
- 9 フェアプレイについて子どもたちに話そう
- 10 子どもたちの心身の健康管理に留意しよう



【フェアプレイ宣言】

(日本体育協会公認スポーツ指導者養成テキストより)

私は、スポーツを愛する者として、何ごとにも全力で取り組み、精神・肉体ともに成長させることに努めます。

そして、フェアプレイを通じて思いやり、誇り、努力、勇気を最大限に発揮し、その力を人に、地域に、社会のために生かしていきます。

そのための具体的な行動として「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」を実践していくことを誓います。

【PATROL しましょう】

(日本体育協会公認スポーツ指導者養成テキストより)

Process	結果でなく、経過を重視しましょう
Acknowledgement	承認しましょう (プレイヤーの意志を尊重し、その行動や言動を承認する)
Together	一緒に楽しみ、一緒に考えましょう
Respect	尊重しましょう
Observation	よく観察しましょう
Listening	話をよく聴きましょう

第1章 本ガイドラインの趣旨について

県内の子どもたちは、スポーツ少年団、中学校や高等学校での運動部活動（以下「運動部活動」という）をはじめ、各競技団体が運営しているスポーツ教室やスポーツクラブなど、様々な場面でスポーツを楽しんでいます。

子どもたちが様々な場面でスポーツを楽しむことは心身の健全な発達を促し、特に自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、子どもたちのコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育むなど、子どもたちの人格の形成に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、このようなスポーツの場面において、全国各地で指導者による体罰の事案が報告され、県内においても運動部活動やスポーツ少年団において体罰等の不適切な指導事案が発生し、指導者や保護者の中には体罰を容認する考えを持つ方が未だに存在しています。

また、年間100回近い対外試合を行う小学生のスポーツ活動によって、学習活動に支障が生じているなどという報告が学校現場から寄せられており、指導者が子どもの発達段階を理解しないまま行われる指導や練習による傷害、過度な活動や厳しい指導による意欲の減退など、子どもたちのスポーツ活動、指導の在り方について、改善すべき多くの課題があります。

本ガイドラインに記述する内容は、これまでに鳥取県教育委員会が作成した資料等で掲げているもの、市町村、学校、競技団体などでの指導においても、既に取り組んできていただいているものもあります。これらに加えて、平成25年5月に国がまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」をもとに、今後の子どもたちのスポーツ活動での指導において必要である、又は配慮が望まれる基本的な事項、留意点を改めて整理し、示したものです。

本ガイドラインは、市町村、学校、競技団体、スポーツ少年団、スポーツクラブなどにおいて、子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者が、本ガイドラインの内容を踏まえ、スポーツ活動での具体的な指導の在り方、その方法について現在の活動を見直していただくためのものです。

一人ひとりの指導者が本ガイドラインに掲載されている「スポーツ指導者10の心得」を実行するとともに、月1回など定期的に自らの指導、運営についてセルフチェックを行っていただくことを期待しています。そして、必要な見直し、創意工夫、改善及び研究を進め、より適切で効果的な指導を行うことにより、子どもたちのスポーツ活動が一層充実し、子どもたちが人間性豊かな社会人として成長することを期待します。

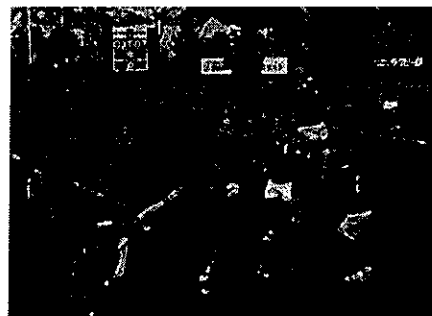


第2章 スポーツの意義

1 スポーツの意義・役割

私たちは、スポーツに親しむことによって、体を動かすという人間の本源的な欲求の充足を図るとともに、爽快感、達成感及び他者との連帯感など、精神的な充足も図り、体力の向上、ストレスの発散及び生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ています。

また、スポーツには、人間の可能性を極限まで追求する営みという意義もあり、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿や高い技術は、人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものです。



2 子どもにとってのスポーツの意義及び運動部活動の効果・役割

スポーツは、今日、私たちが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。とりわけ心身の成長の過程にある幼児、小学生、中学生及び高校生のスポーツ活動は、体力を向上させるとともに、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

現在、子どもたちは、スポーツ少年団やスポーツクラブ、学校における運動部活動など、自分の興味関心に応じてスポーツ活動に取り組んでいます。

子どもたちの目標は、個々の発達段階の違いにより、スポーツに親しむことから、より高い競技力の向上を目指すことまで、一人ひとり異なりますが、スポーツは、子どもたちに次のような様々な意義や効果をもたらすと考えられます。

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフに親しむ資質や能力を育てる
- ・体力の向上や健康の増進を図る
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす



また、スポーツを行うことにより、子どもたちは自分の思うようにならないことがあることを体験するなど、社会性を身につけることが期待できます。さらに、様々な要因による子どもたちの心身のストレスの解消にもつながり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成になくてはならないものです。

現行の中学校、高等学校学習指導要領では、部活動について学校の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意する」ことについて明確に示しています。そして、運動部活動では、スポーツに興味や関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、前述に加え、次のような意義、効果も示されています。

- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- ・保健体育科などの教育課程内の指導で身につけたものを発展充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

このことから、中学校、高等学校における運動部活動は各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す「生きる力」の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。

3 地域や各競技団体との連携・協働

スポーツ活動に取り組む子どもたちは、より高い水準を目指したいという子どももいれば、自分のペースでスポーツに親しみたい、たくさんの種目に挑戦したい、みんなと楽しく取り組みたいなど、様々なニーズをもっています。

県、市町村、学校及び各スポーツ団体等は、子どもたちの多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動やスポーツクラブ等への参加の効果を高めるために、活動の内容や形態、季節によって練習内容を変えるなど工夫することが望まれます。

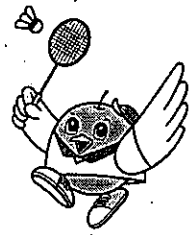
地域でスポーツ活動を行う上で、各市町村に配置されているスポーツ推進委員の役割も大きくなっています。スポーツイベントには、子どもたちの参加を促す内容を盛り込むなど、積極的に子どもたちが運動に親しむ機会を提供することが望まれます。

さらに、総合型地域スポーツクラブ等との連携を通して、地域の特色を生かした活動を工夫する等、連携・協働した取組が望まれます。



第3章 子どものスポーツ活動の運営の在り方に関すること

活動を行う組織全体で活動の目標や指導の方針を共有し、子どもを中心とした計画的な運営を進めましょう。



子どもたちがスポーツ活動を行う鳥取県内の学校、関係団体においては、その多くが計画的な活動を推進していますが、一部に活動の過熱化等により休養日の設定が不十分であったり、休日のほとんどに大会へ参加したりすることなどによって、子どもや保護者だけでなく、指導者の負担も大きくなり、家庭や学校での生活への影響が懸念されています。また、身体への過度の負担や疲れを十分に取らないままに運動を継続してしまうことによるスポーツ障害の発生など、子どもたちのスポーツに対する将来の夢や目標を打ち砕く残念な事例も起こっています。

これらの問題の発生を防ぎ、スポーツ本来の意義を子どもたちにもたすためには、指導者や保護者など、活動に関わるすべての関係者がスポーツの意義や役割を理解し、子どもの発達に応じた共通の目標や方針を持ち、活動の運営にあたる必要があるになります。

学校や家庭での生活にも目を向けてバランスのとれた心身の成長、生活を送ることができるようにすることにも留意し、スポーツ活動で疲れてしまい、運動やスポーツに意欲をなくしてしまうことがないようにすることが重要です。自らの体力を高め、スポーツを楽しんだり、高い目標を持って競技力を向上させたりするなど、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくるのが、子どもたちにとってはとても大切なことです。

1 組織全体として運営の在り方を考え、指導の目標、方針を共有しましょう

(1) スポーツ活動の運営や指導の目標、方針を指導に関わるスタッフ等で検討しましょう。

スポーツ活動は、指導者の情熱や積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられます。スポーツ活動の運営や指導が、特定の指導者だけに任せきりとならないようにすることが必要です。運営や指導には、できるだけ多くの人に関わり、指導者の負担軽減にも配慮することが必要です。

指導者は、スポーツ活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成し、日常の活動において、指導に関わるスタッフ等での意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも重要です。

(2) 活動の目標や方針、計画等について、保護者の理解を図りましょう。

子どもたちや保護者に対し、活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

(3) 運動部活動においては、学校組織全体として活動や運営の方針を共有しましょう。

教育活動の中で行われる運動部活動においては、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体として、運動部活動の運営及び指導の目標や方針などを協議して共有化を図ることが必要です。他競技の顧問とも連携を図り、横断的に指導法について

の情報交換を行うことも有効です。各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

また、運動部活動の充実を図るためには、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることが重要です。

2 適切な指導体制を整えましょう

(1) 複数の指導者による指導体制を整えましょう。

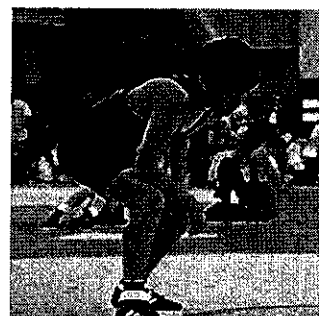
指導に関わる者それぞれが協力して、子どもたちのスポーツ活動を支えていく体制を整えることが大切です。

スポーツ少年団や地域のスポーツクラブなどでは、保護者が運営や指導の一部に携わったり、運動部活動においては、顧問の教員などの指導体制等の状況によっては、地域で優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行ったりすることが効果的な場合も考えられます。

また、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナーなどの協力を得ることも有効な手立てです。

(2) 指導方針等を共有した上で指導にあたりましょう。

指導者は、運営や指導の方針、活動計画、具体的な指導の内容や方法、子どもたちの状況（年齢、体力、技能等）、事故が発生した場合の対応等について、指導する者同士で共通理解を図るとともに、相互に情報を共有することが必要です。



(3) 運動部活動において、協力が得られる外部指導者を把握するとともに、外部指導者には学校目標等の理解を求めましょう。

運動部活動で外部指導者の協力を得る場合には、学校は、県、市町村、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者とも連携しながら、協力を得られる外部指導者の情報を把握していくことが重要です。外部指導者には、学校の目標等も理解し、部活動にあたることが求められます。

また、顧問の教員は外部指導者と練習内容や生徒の状況について十分な調整や情報の共有化を図り、技術的な指導においても、必要なときには外部指導者と意見交換をするなど、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。

3 子どもたちの実態を踏まえ、目標や内容を明確にした活動計画をつくりましょう

(1) 子どもたちの状況やニーズを考慮して、適切な目標や方針を検討、設定しましょう。

スポーツ活動の活動計画作成にあたっては、指導者は、対象となる子どもたちの状況（年齢、体力、技能等）やニーズを考慮して、適切な目標や方針を検討、設定することが必要です。

この場合、「勝つ」結果のみを目指すことのないよう、「負け」から学ぶこと、「負け」を次にいかすことなど、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むことができるよう、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導方針の設定が必要です。

(2) 練習方法や活動時間等を明記した計画を作成し保護者等に理解を求めましょう。

活動目標の達成に向けて、指導者は、参加する子どもたちの年齢や発達段階に応じた指導（練習）方法、活動の期間や時間を明記した計画を作成し、保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。



(3) 活動の成果を評価しましょう。

指導者は、計画に沿って具体的な活動を行うとともに、活動の成果を検証するPDCAサイクルに基づく評価を行ない、設定した目標や活動内容を見直すことも必要です。

(4) 学校での教育活動を第一に考え、見通しを持った活動となるよう工夫しましょう。

スポーツ活動を優先するあまり、子どもたちが学校行事などの教育活動を休んで練習や試合に参加することがないよう、指導者は、学校の教育活動全体と調和を図るとともに、見通しを持った活動となるよう留意する必要があります。子どもたちがスポーツ活動と学習を両立できるよう効率的な練習方法等を工夫して、スポーツ活動が学校生活や家庭において意義ある活動になるよう努めましょう。

(5) 運動部活動では、教育課程と関連させながら活動を行いましょう。

運動部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心などをより深く追求する機会です。各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しながら、生徒自身が教育課程における学習内容について改めてその大切さを認識できるよう、学校全体として教育課程と関連させながら、生徒の「生きる力」の育成を図ることが重要です。



(6) 複数校合同の運動部活動など、生徒のニーズへの対応を工夫しましょう。

生徒数の減少等により1つの学校だけでは、運動部活動を組織することが困難な場合は、他校との合同の部であっても、そのスポーツをやりたいという生徒の願いに応えるための環境を整えることが望まれます。

複数校合同の部を設けるときは、それぞれの学校や顧問間で十分な連携を図り、一人ひとりの部員に配慮が行き届くようにすることが必要です。また、運動部の編成は、生徒の願いをかなえることを第一の目的とし、競技力が高い生徒のみを集めてチームを編成することのないようにすることが必要です。

(7) 練習計画に適切な休養日を設定し、心身の疲労回復を図りましょう。

スポーツ活動において、競技力を高める適切な練習とは、休養日を設けずに毎日練習したり、いたずらに長時間練習したりすることではなく、

- ・一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること
 - ・参加する大会や練習試合を精選すること
 - ・より効率的、かつ効果的な練習方法等を検討し、導入すること
 - ・一週間の中に適切な間隔で活動を休む日や、活動を振り返ったり考えたりする日を設けること
 - ・一日の練習時間を適切に設定すること
- などを考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。
これらは、成長期にある子どもたちのスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。



(8) 適切な活動日数や活動時間を設定しましょう。

指導者は、子どもたちがスポーツ活動における自分の限界や心身への影響などについて、十分な知識及び技能を持っていないことを前提とし、子どもたちの疲労回復や怪我の予防等に留意して、適切な活動量（活動日数・活動時間）を設定することが必要です。

(9) 土日に連続して活動する場合は、他の曜日を休養日に充てましょう。

学校が休みとなる土日の活動においては、競技の特性（季節や活動場所、施設使用状況等）や高い競技力を追求するなどの個別なニーズもあり、休養日の設定を一律に論じることは困難です。

土日に連続して活動する場合は、他の曜日を休養日に充てるなど、子どもたちの心身の健康管理に留意した練習計画のもとで活動しましょう。

(10) 指導者や保護者も心身の休養に努めましょう。

休養日には、子どもだけでなく、指導者や保護者も心身の休養に努めましょう。

【子どものスポーツ活動に係る練習日や休養日、練習時間の目安】

	小学生のスポーツ活動	中学生のスポーツ活動	高校生のスポーツ活動
	多くても 週の練習は3日程度とする	週2日程度の休養日を 設ける	少なくとも週1日程度の 休養日を設ける
活動時間	平日 2時間を超えない程度 休日 3時間を超えない程度	平日 長くても2～3時間程度 休日 長くても3～4時間程度	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として土曜日か日曜日のいずれかは休養日とする。 ・学年間の発育の差に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として休養日の1日は土曜日か日曜日のいずれかに充てるのが望ましい。 ・土日に活動する必要がある場合は他の曜日で休養日を確保する。 	



第4章 子どものスポーツ活動の指導に関すること

子どもたちのスポーツ活動への意欲を高める指導力が必要です。指導者自らが適切な指導方法やコミュニケーションの能力など指導力の向上に努めるとともに、体罰等に頼らない指導を行いましょう。

オリンピックなどのメダリストから私たちは多くのことを学ぶことができます。

それは、子どもの頃のアスリートへの憧れが夢となり目標となったこと、決して勝つことだけによって成長したのではなく、負けたときの悔しさや勝ちたいという強い思いが選手としてのステップアップの転機となったこと、あらゆる困難を乗り越えるための自分自身の強い意志の大切さ、そして、自分を応援し、サポートしてくれる家族や指導者、周囲の人々への感謝の気持ちなどです。

スポーツは本来、自発的、自主的な活動です。体罰等不適切な指導とは相容れない活動のほうですが、残念ながら県内においても運動部活動等において体罰による指導が報告されています。

子どもたちがスポーツに親しみ、スポーツの意義や価値を知ることができるスポーツ活動において、指導者は、その意義や価値を子どもたちが体感できる指導を行う責任を負っています。体罰等不適切な指導を排除するとともに、活動における明確な目標や方針を持ち、子どもたちとの間に信頼関係を築きながら、科学的な根拠に基づいた指導や子どもたちの心理面を考慮した肯定的な指導等を行っていくことが大切です。

また、このような指導を行うために、指導者は、自らが良い手本となり、フェアプレイを大切にすることで指導にあたりるとともに、自身の指導方法の中に最新の研究成果を取り入れたり、指導力向上のための研修を受けたりすることも必要です。

1 効果的な指導に向けて、適切な指導方法やコミュニケーションの充実等により、子どもたちの自主的・自発的活動を促し、スポーツ活動への意欲を高めましょう

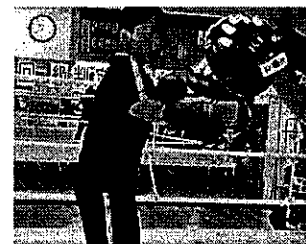
(1) 子どもたちに練習方法の科学的根拠や目的を説明しましょう。

スポーツ活動での指導の内容や方法は、子どもたちのバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要です。指導者が、子どもたちの発達段階に応じて、練習方法の科学的根拠や目的を説明することにより、子どもたちの練習に対する理解が進み、子どもたちが主体的に練習に取り組むことで、練習の効果も高まります。

(2) 子どもたち自身が目標を設定し、その達成のために自立して取り組む力を育てましょう。

スポーツ活動において子どもたち一人ひとりが、技能や記録等に関する自分の目標や課題、活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について、自らその達成や、解決に向けて考えたり、実践につなげていけるよう指導することが大切です。

また、指導者は、活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習について、子ども同士で筋道を立てて話し合う機会を設けましょう。目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につながるよう、発達段階に応じた指導を通して、子どもたちが主体的に自立して取り組む力を育成することが重要です。



- (3) 子どもたちが意欲を持って取り組むことができる雰囲気づくりや心理面での指導を工夫しましょう。

指導者は、子ども自らが意欲をもってスポーツ活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意することが必要です。



また、子どもたちが継続的にスポーツ活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、そのための指導は必要です。しかし、指導者が大会に勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないよう心がけることが必要です。

- (4) キャプテンへの支援や子どもたちへの意欲の湧く言葉かけを心がけましょう。

活動の目標によっては、大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えたりした条件の下での練習も想定されます。特に、キャプテンは心身両面で他の選手よりも負担がかかる場合もあるため、指導者は、適切な助言や支援を行って負担を軽減することが大切です。

また、指導者が試合や練習中に激励するつもりで、子どもたちに対して厳しい態度をとったり言葉を発したりこともあり得ますが、競技や練習を継続する意欲を失わせるようなものは不適切です。子どもの心理についての科学的な知見、言葉の効果及び影響について十分に理解を深めるとともに、厳しい言葉等を発した後は、子どもたちへのフォローアップも忘れないよう留意することが望まれます。

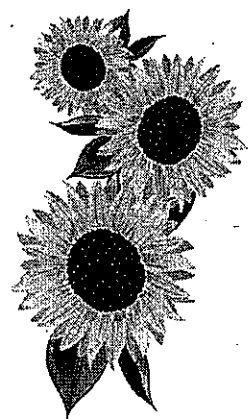
- (5) 子どもたちが自らの課題を理解できるような言葉かけをすることを心がけましょう。

指導者が指導を行う上で、時には子どもたちを強く注意することは必要です。その際には、技術的なことではなく、スポーツの意義やフェアプレイに反することへの指導など、子どもたちに何がいけなかったのかを十分理解させるようコミュニケーションを図ることが大切です。

- (6) お互いを尊重する信頼関係を築きましょう。

指導者は、子どもたちを自立した個人として考え、権利や尊厳を尊重した指導を行うことが大切です。その結果、子どもたちの中でもお互いに尊重し合う態度が養われます。このような指導者と子どもたち、子どもたち同士の信頼関係の中で練習等が行われることは、子どもたちがスポーツの意義を実感することにつながります。

しかし、信頼関係があれば指導にあたって体罰を行っても許されるはずという考えは誤りであり、現在の社会においては決して許されることではありません。



(7) 活動を通して協調性や責任感、お互いを認め合う態度を育てましょう。

スポーツ活動においては、子どもたちが複数の学年や他地域から参加していたり、参加する子どもたち一人ひとりの目的や技能がさまざまであったりするなどの特色があります。指導者は、子どもたちのリーダー的な資質を育成したり、協調性や責任感を涵養するなどの望ましい人間関係を築くことや人権感覚の育成に努めるとともに、子どもたちへの十分な目配りを行って、子ども同士による暴力やいじめなどの発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

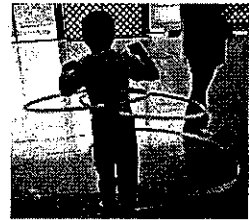
2 身体を動かすことが大好きな幼児、運動やスポーツが大好きな児童を育てましょう

(1) 幼児期の特性を考慮し、多種多様な運動遊びを体験させましょう。

幼児期における運動の指導においては、指導者は、将来的に身につけることが必要な身体の動きを習得できるよう、様々な運動遊びを工夫することが必要です。

(2) 運動の楽しさを体験し運動への意欲が高まる活動を工夫しましょう。

スポーツの楽しさや面白さを味わうことができる運動を練習に取り入れ、児童のやる気を引き出し、同時に自ら考えてプレーすることの大切さも学ぶことができるような活動の工夫が必要です。



(3) さまざまなスポーツや動きを体験させましょう。

児童のスポーツ活動においては、1つの運動種目の活動のみに偏らず、できるだけ様々な種目を幅広く体験させるよう心がけることが大切です。

3 運動部活動の内容や注意事項について、生徒に対して説明し、理解を図りましょう

運動部活動中においては、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則です。活動中の全てに対応できない場合には、短時間でも生徒を指導するよう努め、その時間の活動内容や注意事項を的確に指示し、励ましの声をかけるとともに、あらかじめ顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させることが大切です。そのためにも、日頃から生徒に対して運動部活動の内容や注意事項について説明を行って理解を図ることが必要です。

顧問がやむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員との連携を図ったり、協力を求めるたりすることも大切なことです。そのためには、部活動日誌などを活用して日頃から誰でも生徒たちの活動内容を把握できる工夫をしましょう。

4 望ましいスポーツ指導者を目指し、年1回は研修会に参加しましょう

(1) 「望ましいスポーツ指導者」について、考え、実践しましょう。

「望ましいスポーツ指導者」とは、「子どもたちの良い手本」となる指導者です。どのような場合でもスポーツにはフェアな行動と精神が求められます。指導者の姿から子どもたちはフェアプレイを学び、成長していきます。自分の姿が子どもたちにどのように写っているのかを常に考え、振り返り、指導者として望ましい態度での指導を考え、実践しましょう。



(2) 積極的な研修会への参加により、先進的な指導方法を習得しましょう。

選手やチームの育成を図るには、子どもたちの体力向上のためのトレーニング論、技術や戦術を向上させる専門的指導技術、スポーツ医・科学の研究の成果などを積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、子どもたちの発達段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修及び講習並びに科学的な知見、研究成果等の研修会等に積極的に参加することが望まれます。

(3) 新しい指導技術を積極的に活用しましょう。

実際の指導の現場においては、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、新しく得た知識や技能を積極的に活用しましょう。子どもたちのスポーツ活動に必要なスポーツ医・科学の知識や技能について学び、それらを適切に活用することを身につけ、指導に生かすことが大切です。

(4) 練習計画の立案等のマネジメントや練習プログラムの開発を行いましょう。

健全育成を目指した活動は、子どもたちの身体的な発育や活動の目的及び意義を踏まえて運営されなければなりません。このような観点から、指導者は、練習計画の立案や練習プログラムを開発して、指導において活用することが望まれます。

(5) 多様な指導知識や指導方法を身につけましょう。

指導を行うにあたっては、総合的な人格形成の場となるよう、スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容だけでなく、競技横断的な知識・技能※についても多様な面での指導力を身につけ向上させることが望まれます。

※競技横断的な知識・技能

子どもの発達段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、哲学や倫理、内発的動機づけ、言語的・非言語的なコミュニケーション能力、リスクマネジメント、競技者の長期的なスポーツキャリアを視野に入れたコーチングの在り方など

(6) 運動部活動での指導方法を学校組織全体で研修しましょう。

運動部活動において、顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科や生徒指導上での指導の内容及び方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究を行ったり、学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究し、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

また、校長などの管理職が、学校組織全体での取組を進めるためには、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。



(1) 体罰に頼らない指導を行いましょ

スポーツ活動では、指導と称して殴る、蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは言うまでもありません。また、指導に当たっては、子どもたちの人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた子どもたちの後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすだけでなく、その場に居合わせて目撃した子どもたちへも悪い影響を及ぼすこととなります。

体罰等による指導は、スポーツのもたらす教育的効果と相反する負の効果しかもたらさないことを認識し、指導者は体罰等に頼らない指導方法を身につけ、体罰等の行為を起こさない・許さないことが重要です。

(2) 体罰等を正当化しない・させないことが大切です。

指導者と子どもたちや保護者との間で信頼関係があれば体罰等は許されるという認識や「場合によっては体罰もやむを得ない」といった考え方は間違いです。

スポーツ活動の指導者や学校関係者などが、体罰等を厳しい指導として正当化することは間違いです。

保護者や地域の関係者などにおいても同様の認識を持つことが重要です。このため、スポーツ指導者や学校の関係者などが保護者や地域の関係者などに対して積極的に適切な指導について説明し、理解を図ることが望まれます。

体罰等許されない指導に頼ることは、自らの指導力が不足しているということを認識することが重要です。

体罰等の不適切な指導に対して、「自分は体罰はしないから関係ない」といった他人事ではなく、自分の指導を振り返るなど自分事として捉え、体罰等許されない指導に対する正しい認識を身につけることが大切です。

(3) 体罰等を許さない体制の整備を進めましょ

指導者、保護者及び教職員等は「体罰等許されない指導が起こるのは、その組織の指導体制に問題がある」という問題意識を持つことが必要です。

そのためには、スポーツ活動を通して子どもたちをどのように育て導きたいかという、共通の指導観を全ての関係者が持ち、連携が図られる組織をつくるのが欠かせません。



(4) 体罰等の未然防止・早期発見・再発防止を実行ましょ

スポーツ活動に関わる大人は、スポーツ活動の場面だけでなく、地域や家庭を含むあらゆる場面で、「暴力や体罰等の指導は許さない」という認識を共有することが重要です。

指導者は、スポーツ活動の様子をオープンにして、閉ざされた空間や、排他的環境をつくらないようにするとともに、何でも相談できる組織やチームの風土づくりも大切です。

指導者にとって、体罰等許されない指導に対する正しい認識を身につけることが体罰等の未然防止、早期発見、再発防止の第一歩です。

第5章 スポーツ活動における事故防止や安全の確保について

子どもたちの健康管理や活動場所の安全確認に努め、スポーツ活動時の事故を予防しましょう。

スポーツ活動時の事故は、子どもたちの命に関わる重大な結果を招くことも想定されます。

スポーツ活動時における事故を防止するためには、普段の練習から子どもたちの健康管理に留意し、活動の場の安全を確保するとともに、事故が発生したときの対応について、指導に関わる大人が十分理解し、早急な対応ができる体制をつくっておくことが必要です。

また、スポーツ活動時のアクシデントで起こるけがをスポーツ外傷、くり返すスポーツ動作で起こるけがをスポーツ障害といいます。子どもたちが将来にわたってスポーツを親しむためには、スポーツ外傷やスポーツ障害の予防も大切です。特に、自己の体調管理能力が不十分な小学生の練習については、指導者は常にこのことを留意して指導にあたるのが大切です。

1 子どもたちの体調等を把握するとともに、活動場所の安全を確保しましょう

(1) 個々の状況を確実に把握し、健康管理上無理のない練習になるようにしましょう。

指導者は、スポーツ活動や運動部活動を行う前に、健康観察等により子どもたち一人ひとりの体調を把握するとともに、練習中にも疲労の蓄積による事故や熱中症等の予防のため、個々の子どもたちの状況を的確に把握し、早めに休憩を取るなど、健康管理の上で無理のない練習にすることが大切です。

また、指導者は、子どもたちが自らのスポーツ傷害や熱中症などを回避することができる能力を育成することが重要です。子どもたちに自己の健康管理を心掛けさせるとともに、子どもたちが練習前や練習中に体調不良等を申し出ることができる雰囲気をつくるのが望まれます。



(2) 緊急時に対応できる備えをしましょう。

スポーツ活動を行う上での施設、設備、備品、用具等については、常に一定の状態にあるわけではないので、継続的、計画的に安全点検を行うことが必要です。安全点検は定期的、臨時的に実施したり、日常の使用時に確実に実施することが重要です。

また、指導者は、活動する施設のAEDの設置場所を確認し、操作方法を習得するなど、緊急時の対応にも備えましょう。



(3) 適切な応急手当の習得と連絡体制を整えましょう。

スポーツ活動中において事故が発生した場合は、子どもたちの生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、適切な応急手当を速やかに行うことが必要です。適切な応急手当が行われるためには、各活動団体や学校で連絡通報体制が確立されているとともに、どのような時に、どのような対応をするかについて、普段から指導者や保護者など指導に関わる大人が十分に理解し、共通認識が図られていることが大切です。

2 スポーツによるけがや熱中症等を防止しましょう

(1) 成長期にある子どもたちの成長や発達についての知識を習得しましょう。

スポーツによるけがの大部分は、成長期にある子どもの成長や発達の特徴を知っていれば、予防できます。

大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられ、科学的根拠が得られたスポーツ医・科学に基づいた指導の内容や方法を活用して、子どもの発達の段階を考慮しない肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を予防しましょう。

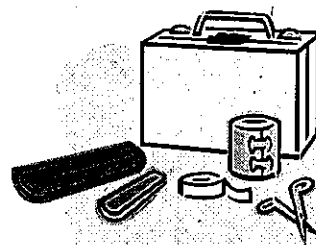


(2) 参加する大会や練習試合を精選し、効果的な練習方法等を導入しましょう。

成長期にある子どもたちのスポーツ障害や事故を防ぐためにも、出場する大会の精選や効率的かつ効果的な練習方法等を導入すること、適切な間隔により休養日を設けること、一日の練習時間を適切に設定することなどに留意して練習計画を作成し、指導することが必要です。

(3) 適切な水分の補給により熱中症を予防しましょう。

指導者や子どもたちが熱中症の予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、運動の可否等を適切に判断することが重要です。スポーツ活動中の水分及び塩分の補給は、熱中症を予防するとともに、練習効果を上げるためにも重要です。練習開始から時間を決めて水分及び塩分の補給時間を設けるとともに、必要に応じて、子どもたちがいつでも水分や塩分を補給できる環境を整えておくことが重要です。



◆熱中症予防運動指針 (資料 24p、25p)

気温 (°C)	基準	備考
35以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する
31~35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。水分・塩分補給を適切に行う。体力の低い人などは運動中止
28~31	警戒 (積極的に休息)	積極的に休息をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休息をとる。
24~28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	適宜水分・塩分を補給する

(公財) 日本体育協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック抜粋

※上記表は、気温(乾球温度)により基準を示しています。

<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/523/Default.aspx> で閲覧することができます。

[資料4参照]

◆熱中症への対応 (平成25年度 県通知より)

- 1 高温・多湿などの条件下での活動や運動は、屋内外を問わず長時間にならないように配慮する。
- 2 適度な水分を補給し、休憩時間を十分確保する。
- 3 スポーツ活動時には、児童生徒（子ども）の健康状況を的確に判断し、必要な場合は、計画を変更するなどの措置を取る。
- 4 万一の場合に備えて、熱中症の救急処置や対応について、学校内やスポーツ団体の中で共通理解を図っておく。
- 5 その他
 - ・屋外での活動時には、日照、気温等に応じて、帽子や服装に配慮し、児童生徒（子ども）の体調に合わせ、無理のないようにする。
 - ・特に、体育や部活、スポーツ活動時に熱中症事故が発生しやすいので、活動の中止を含め、各学校の実情に応じて、適切な措置を講ずる。

(4) PM2.5など子どもたちの健康を害する物質などにも注意しましょう。

PM2.5など、子どもたちの健康を害する物質の飛来及び急激な天候の変化などに留意しましょう。気象情報に注意するとともに適切な判断や対応が必要です。

PM2.5の値については、

<http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/report/>で閲覧することができます。

[資料5参照]





《 スポーツ指導者のセルフチェック 》

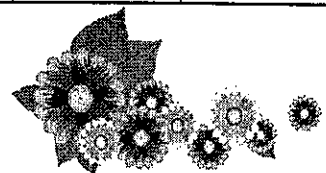


次のチェック項目であなたの考えや行動に「あてはまる」「あてはまらない」を判断してみてください。
月1回など定期的に確認して、改善に活用しましょう。

チェック項目		あてはまる	あてはまらない	
1	子どもたちを中心とした方針、目標、指導計画が作成してあります。			
	スポーツを通じた人格形成を意識した活動方針や目標が明文化してあります。			
	指導計画には、子どもたちが目標を持って活動できる工夫があります。			
	具体的な活動計画表を作成しています。			
2	チームや団体の活動目標と指導方針等を共有しています。			
	活動目標と指導方針等を指導スタッフと共有しています。			
	活動目標と指導方針等を子どもたちと共有しています。			
	活動目標と指導方針等を保護者と共有しています。			
3	適切な指導体制で活動をしています。			
	複数のスタッフでチームや団体の運営をしています。			
	複数のスタッフで子どもたちの指導をしています。			
	学校 他の活動の顧問等とも連携して、活動を支援しています。			
4	子どもたちの心身の健康状態の把握に努めています。			
	活動前に健康チェックや観察をしています。			
	子どもたちの日ごろの様子の情報収集をしています。			
5	適切な活動量で活動しています。			
	小学生	練習日数は多くても週3日程度です。 平日2時間、休日3時間を超えない活動時間です。		
	中学生	週2日程度の休養日を設定しています。 長くても平日3時間、休日4時間程度の活動時間です。		
	高校生	少なくとも週1日程度の休養日を設定しています。 長くても平日3時間、休日4時間程度の活動時間です。		
	共通	指導者も休養日にはリフレッシュしています。		
	6	子どもたちに練習や試合時の作戦について説明しています。		
	どうしてこの練習を行うのか目的を子どもたちに説明しています。			
練習方法の科学的根拠を子どもたちに説明しています。				
試合時の作戦について子どもたちと話し合いをしています。				
7	勝利至上主義のスポーツ活動は行いません。			
	試合で、勝利のみを目指した取組はしていません。			
	できそうにない過重な負担の練習や活動をしていません。			
8	子どもたちの自主的・自発的活動になるよう促しています。			
	自発的活動について説明し、活動が見られたときは褒めて認めます。			
	子どもたちに練習方法等について意見を聞いています。			
	厳しい指導の後には、何が悪かったのかを伝え、子どもたちが理解できるようにしています。			

	チェック項目	あてはまる	あてはまらない
9	子どもたちとの信頼関係を築くことを心がけています。		
	子どもたちに活動中や前後に積極的に声かけをしています。		
	子どもたちとの話し合いの機会を設けています。		
10	運動やスポーツが好きな子どもの育成を心がけています。		
	スポーツの楽しさや面白さが味わえるよう練習を工夫しています。		
	子どもたち自らが考えてプレーすることを大切にして指導しています。		
11	体罰など許されない指導の根絶に努めています。		
	体罰等許されない指導は絶対にしません。		
	スポーツ活動の様子をオープンにして排他的な環境をつくらないようにしています。		
	子どもたち同士の関係を把握し、コミュニケーションを図るよう工夫しています。		
12	体罰等許されない指導に関する研修会に参加しています。		
	積極的に研修会等に参加して、自己研鑽に努めています。		
	年間に、1回以上のスポーツ指導者研修会に参加しています。		
	他競技の指導者と協議等をして、競技横断的な知識・技能の習得を心がけています。		
13	スポーツ指導者の資格の取得を目指しています。(既に取得している)		
	指導者として望ましい態度について考え、フェアプレイを実践しています。		
	フェアプレイ宣言を実践しています。		
14	日ごろから適切な身なりやあいさつ、言葉使いなどに気をつけています。		
	普段からスポーツマンシップという言葉を口にしています。		
	指導者として望ましい態度について考え、フェアプレイを実践しています。		
15	スポーツ活動中の事故防止や安全の確保に努めています。		
	練習前に、施設・用具等の安全点検をしています。		
	活動場所の AED のあるところを知っており、操作方法を習得しています。		
16	事故発生時の連絡通報体制が確立しています。		
	スポーツによるけがや熱中症の予防を心がけています。		
	研修会等で得たスポーツ医・科学の知識を指導において活用しています。		
17	けがをしている子どもには適切な休養をとらせます。		
	活動中にも水分等の補給の時間を設けています。		

※あなたの考えや行動に「あてはまらない」ものがあれば、あなたのその考えや行動について振り返ってみましょう。



1 厳しい指導と体罰等の例示

スポーツ活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するかを判断するに当たっては、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

※体罰の禁止及び児童生徒の理解に基づく指導の徹底について（通知）抜粋（平成25年3月13日文部科学省）

■通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的かつ合理的な内容及び方法により、以下のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたり、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者や生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

■学校教育の一環である運動部活動で、教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育や指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で以下のような例を行うことは、運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（例）

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

■有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」

とされています。以下のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

○生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

（ 例 ）

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

（ 例 ）

- ・練習中に危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

■体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による以下の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等の行為を行う。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

これらの行為等には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩などの生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

2 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものと考えらる。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止を伴う複数の学校の統合をいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

(公益財団法人 全国高等学校体育連盟)

3 鳥取県中学校総合体育大会（地区大会）における合同チーム編成規定

2校の合同チームは、下記の条件で鳥取県中学校総合体育大会（地区予選会）への参加を認める。なお、本規定は少子化を伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えることを趣旨とするものであり、競技力向上および勝利至上を目的とする合同チームは適用されない。

記

- 1 合同チームとは、学校内に部活を持つ、同一郡市内の複数の中学校で編成した1つのチームである。（但し地区の実情・競技の実態等により各学校からの申し出があり、本部及び専門部の承認がなされた場合はこの限りではない。）
- 2 学校単独では出場最低人数には足りず、チーム編成ができないとき、双方の学校長の判断により、同一郡市中体連内の学校と合同チーム編成することができる。ただし、競技力向上および勝利至上の趣旨ではなく、合同が適性であると認められた場合に限る。
- 3 合同チームを編成する場合は、校長名で様式1により申請書を提出し、各郡市中体連の承認を受けた後、様式2より承認書を県中体連へ提出する。その際、県中体連専門委員長へも報告を行っておくものとする。
- 4 合同チームは個人の部を持たない種目の団体の部において編成を認める。
その種目とは、バスケットボール、バレーボール、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ハンドボール、ホッケーとする。
- 5 出場最低人数とは以下の人数とし、この人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。
バスケットボール 5人 サッカー 11人 軟式野球 9人 ホッケー 6人
バレーボール 6人 ソフトボール 9人 *ハンドボール 7人
- 6 単独で出場最低人数に足りないチームAは、他の中学校チームBが出場最低人数を満たしていない場合、両校合意の上でA・Bで合同チームを編成することができる。
但し、新チームの結成以後、合同していたABチームのいずれかが出場最低人数を満たした場合の合同チームの継続、また、単独で出場人数を満たさないチームAが日常的な合同練習を行ってきた出場最低人数を満たすチームBとの合同チーム編成は可とする。
- 7 合同チームは、監督と各学校の引率教員を付け、計画的に日常的な合同の活動を行っている部に限る。
- 8 合同チームは、鳥取県中学校総合体育大会、地区予選大会への出場を認めるものとする。
- 9 チーム名は校名連記すること。
- 10 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

附則

- ・ 本規定は、平成14年7月2日にこれを制定し、平成15年度鳥取県中学校総合体育大会（地区予選大会）から適用する。
 - ・ 平成20年5月13日 一部改訂
 - ・ 平成22年4月16日 一部改訂
- * ハンドボールは出場最低人数5名だが（試合する人数は7名）、試合開始時から2名少ない人数ではあまりに教育的でないことから7名とする。

（鳥取県中学校体育連盟）

POINT
3
熱中症予防のための運動指針

この指針は、熱中症予防5ヶ条のポイントを理解したうえで、環境温度に応じてどのように運動したらよいかの目安を示したものです。環境温度の基準は湿球黒球温度(WBGT)に基づきました。しかし、現場ではWBGTが測定できない場合もあり、WBGTによる対応する湿球温度、乾球温度も示してあります。実状に合わせて使用してください。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する

< スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条 >

- 1 暑いとき、無理な運動は事故のもと
- 2 急な暑さに要注意
- 3 失われる水と塩分を取り戻そう
- 4 薄着スタイルでさわやかに
- 5 体調不良は事故のもと

(スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックより)

5 学校等におけるPM2.5への対応

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	予想される日平均値	判断基準(各1時間値)	学校での屋外活動について (県の目安を学校の教育活動に置換えた行動の目安)
1 【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> 特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。
2 【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超	<ul style="list-style-type: none"> できる限り屋外での運動は避ける。 (体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う。) 屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようにする。 呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、積極的な配慮を心がける。
	140	170超	<p>米国の空気質指数(AQI)によると、日平均値が$140\sim150\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えるような場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとアドバイスされており、<u>$140\mu\text{g}/\text{m}^3$(各1時間値で$170\mu\text{g}/\text{m}^3$超)で行事中止を検討する目安としてください。</u></p> <p>※午前9時から午後6時までの各1時間値が$85\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えた場合に警戒情報が出されますが、1日1回限りであり、また、警戒情報解除の情報伝達は行われません。H25年4月以降は、県のHPで、測定データが1時間毎に(24時間)情報更新されますので、参考にしてください。</p> <p>[参考] <環境省「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項(H25.4.10)> 3. 暫定的な指針となる値を超えた場合の対応について (1) 運動会等の屋外活動について、どのように考えればよいのか。 「暫定的な指針」となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はない。(略) なお、「大きく超える場合」の具体的な値については、米国の空気質指数(AQI)を参考にすると、日平均値が$140\sim150\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えるような場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされている。</p>

※ 呼吸器系や循環器系の疾患のある児童生徒については平素から把握し、日常の健康管理を行うこと。

(参考資料)

- 「今後の運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）の在り方について」
鳥取県スポーツ振興審議会提言（平成12年3月）
- 「小学生のスポーツ活動リーフレット」（平成22年3月 鳥取県教育委員会）
- 「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」
文部科学省（平成25年1月23日）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1330372.htm)
- 体罰の禁止及び子どもたち理解に基づく指導の徹底について（通知）
文部科学省（平成25年3月13日）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 文部科学省（平成25年5月27日）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm)
- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）
文部科学省（平成24年7月）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- スポーツ界における暴力行為根絶宣言
公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟（平成25年4月25日）
(<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>)
- スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
公益財団法人日本体育協会（平成25年4月16日改訂）
(<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/523/Default.aspx>)